

明治二十七年八月廿六日第三號

MAGAZINE

OF THE PRISON

SOCIETY OF JAPAN.

No. 8. August 1910.

VOL. XXIII.

明治廿七年五月副刊

第廿一四二四號

監獄協會雜誌

明治四十三年

八月二十日發行

第貳拾叁卷

第八號

監獄協會發行

明治二十七年八月二十六日第三號刑部印刷所(監獄協會雜誌)第廿七號(明治四十三年七月二十日發行)第一二二

第貳拾參卷第八號目次

○論 說……………(一頁)

○出獄人と會社との連鎖……………豊野 胤 珍

○幼年犯罪者の處遇と紀律の意義……………典 獄 有馬四郎助

○講 演……………(一〇頁)

○第二期獄務練習員諸君に諭……………内閣統計局審査官 横山 雅 男

○寄 書……………(一四頁)

○在監人の書籍看讀に就て……………甲府監獄 櫻 井 革 聲

○監獄衛生雜感(其十五)……………金 澤 石 崎 贊 樂 生

○統 計……………(三〇頁)

○明治四十三年六月末日現在在監人員表……………

○明治四十三年六月末日現在受刑者罪名表……………

○明治四十三年六月末日現在々監人員別表……………

○救護事業……………(三六頁)

○出獄人は如何なる場合に保護を求むるか……………原 胤 昭

○福島保護會白河支部の設立……………

○雜 錄……………(三九頁)

○練習所に於ける實務上の問題と答案……………

○東京附近監獄獄務所長の協議事項……………

○在監者の見たる監獄の取扱……………

○監獄に忍込む……………

○千葉監獄に落雷……………

○鵬空扶斯の豫防に就て……………

○傳染病者發生……………

○東京附近の水害……………

○教誨師の渡米……………

○眞木事務官の消息……………

○各地通信……………(五三頁)

○前橋たより……………

○岐阜たより……………

○長野たより……………

○千葉たより……………

○永登浦たより……………

○質 疑……………(六〇頁)

○叙任及辭令……………(六一頁)

○本會記事……………(六二頁)

監獄協會雜誌第貳拾參卷第八號

論 說

○出獄人と社會との連鎖

監獄事業に身を委ぬる人々や免囚保護事業に従事する人は、社會が出獄人を遇する事の冷酷なるを説く、之は決して殊更に言を構へるのでなく全く事實である、監獄で行刑に依つて人間を改造しても出獄後社會が冷遇するとなると今まで持續したる遷善の念慮は忽ち破壊されるのである、社會が出獄人に同情とまで行かずとも擯斥の程度を和らげて呉れるやうになれば免囚保護事業の經營も格別困難もあるまい又保護事業者の手にかけらぬでも改心する者も少からぬ事と思ふ、斯様に社會冷眼の間に免囚保護事業を經營するの困難は察するに餘りある次第であるが併しながら之が爲め一面には又大に事業のやり榮へがあると思ふのである

免囚保護者の側から云へば出獄人に對し社會は冷酷であると云ふが地を換へて社會の側からも觀察し兩々相照して公平な斷案を下さねばならぬと思ふ、社會の側から觀れば社會が出獄人を歓迎せず擯斥するのは社會が徳義を重んずるの念高くして罪を憎むの念慮の甚しいのである、社會が善良なることを望み安全ならんことを望むの程度が強ければ強い程益犯罪者を憎み擯斥する事が甚しくなるであらうと思ふ此點から云へば彼昔時の勘當とか居村立退の規約とか云ふものは強ち惡制度と云ふことは

豊野 胤 珍

出來ぬ又社會の爲めに辯護の地位に立つときは出獄人に社會が衣食なり職業を與へないと云ふのは當然ではないか自分が悪い事をして監獄に入つて出て來て職業に就かれぬと云ふ小言は無理である、犯罪をすれば監獄に繋かれるのも當然である、監獄に入る位の者なら信用せられぬのも當然である隨て衣食を得るも職業に就くも普通の人より困難であるのは勿論である世の中には惡事をせず正直に渡世せんと心掛けて居る人ですら職業を失ひ糊口に窮し路頭に迷ふことも少からぬではないか此等の人々に職業を與へ安全な生涯を送らせるのは社會の急務である若し之を傍觀して先づ出獄人に職業を與へよ出獄人に職業を與へねば犯罪をする、普通の人は職業を與へずとも犯罪はせぬからなど、云ふ者あらばそれは發常識である、と社會辯護論が出るであらう之も決して我田引水論として排斥すべきでない確かに價値ある理論であると思ふ

出獄人保護事業を經營する者が實驗上から社會對出獄人の態度を憐むのも決して無理でなく社會側の意見も充分顧みる價値があるとせば相兩立せしめた儘自然の成行に放任して可なるや否や、双方の論點を兩立せしめると云ふは論争して衝突して居るのを長く其の儘論争せしめ衝突せしめて置くこと云ふのである、それでは保護事業の經營は益々困難になるばかりでなく其の効果は一も擧げなくなる、元來出獄人保護事業は事業經營者のみで効果を奏すべきでなく社會の同情に待たねばならぬ斯の事業は經營者一箇の事業でない社會の共同事業である、衣食を給すると云ふも職業を授けると云ふも皆是社會自身である、經營者が衣食を給し職業を授けるのではない經營者は社會の同情に訴へる爲めに中間に介在するに過ぎぬ、既に社會の同情がなければ斯業を營む事の出來ぬものであるとすれば保護事業の經營者と社會との間に意見の扞捨する所があつてはならぬ、故に前に述べたが如く双方互に正反對の意見を持つて居るならば之を調和せねばならぬのは勿論であると思ふ、前に述べた如く社會が徳義を重んずるの念が強ければ強い程犯罪を憎むことが甚しい、善良なる社會に不良なる分子の存在する事

を望まぬのは強ち非難すべきでないが併しながら犯罪人を出すに至つたのは幾分か社會にも其責がある、犯人に反社會的行動のあるは勿論であるが社會亦其責を分擔せねばならぬと云ふ事を社會自らも覺らねばならぬ而して出獄人は信用出來ぬとして之を放任するに於ては彼等は意思薄弱であるから勢ひ他人の財物を盗むの已むを得ざるに立至るものであると云ふ事を會得せねばならぬ又正直に職を得んとして居る普通民に先つて出獄人に職を得せしめよとは云はぬが併し出獄人を後にせよとも云はぬ、職業のない者に職業を與へるに當つては普通民たると出獄人たるとに依り先後を付ける者でないと思ふ彼の勘當とか居村立退の規約の如きも社會制裁の反映とも見られるけれども斯る方法は全く保護の觀念と相容れないので寧ろ犯人をして益々社會と懸隔せしむるに至るので結局反社會性を増長せしむるのである、社會が善良な分子ばかりの結合を望むの餘り出獄人を疎外するのは恰も前門虎を以て後門に狼を入るゝの結果を來すのである、社會は此の道理を能く會得するのが肝要である即ち前に標榜した社會辯護論の如きは一面の觀察で一方に偏したものであると云ふ事が領解せらるゝならば同時に其偏見を捨て、出獄人に職を與へ保護すると云ふ事は社會自衛策の最たるものであるとの觀念起り茲に同情と云ふものが現はれると信ずる、そこで結局望む所は免因保護事業の經營者は自ら同情を以て起ち前に述べたやうな社會の偏見を除去せしめ同情を惹くに至らしめねばならぬ、是れ嚙て保護事業の成功であるから斯る偏見を以て冷遇する事あらば當事者は大に奮つて社會に説くが宜しい斯くして出獄人と社會とを結付けるのである、社會に出獄人を疎外する者が多ければ夫れだけ保護事業の妨害となり經營困難となる譯である、併し斯く云へばとて社會の徳義を重んずる念慮を薄からしむるものと誤解されては甚だ迷惑である、社會の徳義の觀念は益々進むことを望むのである、出獄人を社會の共同生活に入らしめ、社會は之を復歸せしめて共に幸福なる生涯を送るようにするのは徳義の觀念に背馳するものでなく勸善の旨義に協ひ徳義の觀念を向上せしむる所以である、保護事業に従事する

當事者は事業の前には常に大なる障碍のある事を覺悟して大に奮勵し保護事業の精神を社會に鼓吹し其本能を竭さしむることに努力せねばならぬ

社會が出獄人を排斥して共同生活に入らしめなければなりとなく又抑も犯罪人なるものに反社会的行動が多い筈に社會に害毒を加ふる點のみならず彼等の性情自身も反社会的である、犯罪が反社会的であることは云ふまでもないが犯罪に非ざる行動にも反社会的のものが多く彼等自身も社會を嫌ふて社會と遠かつて孤獨の地位に立つ、彼等は猜疑心を以て社會を物色し極めて偏狹なる思想を抱いて孤立するのである、共同生活を爲すべき人間自然に反して孤立するのである、社會が出獄人を排斥するのに加ふるに出獄人自らが社會と遠かる傾があるから双方から離れ、其距離が愈遠くなるのである、此双方を引込んで其距離を近からしめ相觸れしめて調和を謀らねばならぬ此双方を接近せしめ握手せしめる仲介者は保護事業經營者である、保護事業經營者は出獄人と社會とを結付くる連鎖とならねばならぬ双方で離れ、ならんとして居るのを引付けようとするのは極めて困難であるが互に離反しては保護事業を遂行する事は出来ぬ斯くては再犯防遏の一小部分をも爲し得ない事になるから是非保護事業經營の當事者は奮勵せねばならぬ當に出獄人と社會との間が疎隔せるのみではない出獄人と其家庭とに於ける關係も往々其傾がある、此點に就ても前述べたと同様之が調和を謀る事は最も必要である

以上述べたのは出獄人と社會、出獄人と其家庭との調和を謀るのは保護事業に従事する者が主として之に當らねばならぬと云ふのであるが監獄事業に従事せる者も亦等閑視すべきではない、殊に家庭と犯人との間を調和する事は保護事業の當事者を煩すまでもなく進んで之に當るのが當然であり且効果を奏し易いと思ふのである、下手な長談議で參考にもなるまいが意の在る處を察して貰ふ事が出来るならば大幸である

○幼年犯罪者の處遇と紀律の意義

典 獄 有 馬 四 郎 助

左の一篇は監獄官練習所に於て有馬典獄の講述せられし要領を摘録したるものにして同氏の校正を経たるものに非ざるを以て意を盡さざるものあるべし讀者諒焉(記者)

監獄事業に身を委ぬる者の最も注意を要する事は幼年犯罪者の問題なりとす、吾人は學理上、保安上、刑事政策上より觀察して苦心措かざる所なるか吾國の學者は此問題に就て如何なる抱負ありや吾人未だ深く知る所あらざるも想ふに當代の急問題なりとは思惟せざるのみならず先進國は如何に此問題に就て苦心しつゝありやと云ふ點に付ても注意を拂はざるもの、如し吾國の人士にして歐米各國の事情に疎きは尋常のことにして敢て怪しむに足らずとするも吾々當局者は常に斯る問題を研究せざるべからず聞く處に據れば歐米にては幼年者の問題に就ては學者宗教教育家乃至經世家は頭腦を悩まし或は筆舌以て其聲を大にし或は事業の爲めに奔走すること少からず其結果は幼年者保護となり彼の工場法を以て虐使過勞を防止し感化法を設けて不良行爲を矯正する等のことは今日に始りたるにあらず又工藝院若くは授産院等を設け業務を授くるが如き久しき實驗を経て益々其効果を發揮せり、斯の如き歐米の事情は學者間に知られざるにあらざるべく實際家亦之を知悉せるならん知て而して之を視ること彼れに及ばざるもの、如し之れ決して各其職に忠なるものと云ふを得べきか多言無用、他は暫く措て問はず吾々當局者は如何に幼年犯罪者を視るべきやを知らんことを希ふの念切なるが故に請ふ

歐米にては社會黨の問題等に頭腦を悩ますよりも幼年犯罪者の問題に苦心すること大なり、如何にせば幼年犯罪者を發生するに至らざらしむべきか、幼年犯罪者は如何に遇すべきか、如何にせば再犯

に陥らしめざるを得べきかと云ふが如き諸種の問題に就て研究し劃策せり之に反し吾國にては幼年者の犯罪の如きは念頭に入らず寧社會主義を唱ふる少數の者を取締らんと腐心し若くは之を根絶せんと期するもの、如く全く其本末を顛倒せるに似たり、社會主義者の取締處罰の如き大に其必要あるや勿論なれども幼年犯罪者の改善問題は一層必要なるを信す今にして幼年犯罪者の問題に意を用ひずんば幼年者の將來を奈何せん、速に幼年犯罪者の矯正に努めずんば惡辣なる分子は恐るべき勢力を以て増殖し生長し甚しき害毒を流すに至るべし殊に東京の如き大阪の如き横濱の如き都會の地に在りては一般犯罪者夥しきは勿論幼年犯罪者は著しく増加しつゝあり而して其増加の比例著しく進みたるは日露戰役後に在り、吾横濱監獄には東京附近一府六縣の幼年男囚を拘禁し小田原幼年監と共に管理しつゝあり昨日の現在拘禁人員は横濱本監の幼年監に三百五十名、小田原には八十五名あり其他に本監に女子の幼年懲治人二十四五名を拘禁せり、早晚十八歳未満の幼年女囚亦東京附近監獄より横濱に移送するに至らん果して事實行せらるゝに至らば女子幼年囚は六十名を算するに至るべし此多數なる幼年犯罪者に對する處遇方法如何、諸君と共に研究せんとするは此に在り

幼年犯罪者の處遇は如何にすべきか予の信ずる所を約言せば此れが處遇方法は教育主義なり、今日まで教育主義は多大なる効果を奏したることは識者を待て後知るべきにあらずして現に其効果を認めつゝあり又將來も効果を擧ぐるに至るべし然らば則ち將來に於ても教育主義に基きて處遇するを以て當を得たるものなりと信ず、教育主義とは如何、鍛練主義なり、鍛練主義は啓發主義なり、啓發主義は直截に云へば自ら教育するなり、他より注入せらるゝに非ずして自ら事に當りて能く味はしめ酸さか辛さを知らしむるなり、即ち自覺するまで鍛練せしむべし憚なく云へば予は鍛練主義即ち感化主義と稱せんとす、人動もすれば感化主義を口にせば直に見て寛容なる待遇を爲すもの、如く誤解することなきにあらずと雖も決して寛大なる柔和なる意味に依つて扱ふに非ず柔和なる顔に加ふるに寛大なる

方法を以てするは感化主義に非ず鍛練主義に非ず啓發主義に非ず結局教育主義に協はざるものなりとす、斯く論じ來るときは予の懷抱する所の主義を以て殘忍酷薄なるものなりとの感想を懐く者あらんも敢て然らず「愛の鞭の加はらざる子供は親を愛へしむ」とは蓋し名言なり古き諺にも「司獄官は形は仁王の如く心は慈母の如く」と云ふとあり其言や陳腐なるが如きも亦新らしき金言なりとす試に見よ權折れ舵を失へる如き暴風怒濤に遭遇せざる者は堅忍不拔の思想なし、風雨霜雪に驕弄せられたる松柏にあらざれば名匠は之を喜ばざるにあらずや坦々たる道途を歩み來りたる者は一の障礙に遭遇せば忽ち蹉躓して又起つこと能はざるべし之れ障礙を豫期せずして障礙事實に遭遇するが故に障礙に對する排除の實驗なく又覺悟を有せざればなり蓋し幼年者をして心身を練磨せしむるには自ら其心身を提供して幾度か風雨に曝露し自ら奮つて世の波濤に横へざるべからず斯くして風波に驕弄せられ七轉八倒始めて身體健全、思想堅實ならしむるを得べし而して實に辛酸を味はしむる所以にして所謂鍛練主義なり啓發主義なり

鍛練は紀律を以てせざるべからず紀律を以て處遇せらるゝは頗る苦痛なり紀律は苦痛なれども紀律を勵行するときは鍛練は精確に行はるゝものにして紀律なければ處遇方法とならず紀律なき處遇は犯罪の救治手段たる能はざるものなり罪を犯すと云ふことは規律を破ることなり規則を破ると云ふことは道に背きたることにあらずや故に予は「道は規則なり故に犯罪は不規則の別名なり」と謂はんとす、犯罪とは不規則なりとせば之を矯正するには規則に依つて規則に服従せしめざるべからず不規則の行爲をして規則に協へるものと爲さるべからず規則に協へる行爲とは紀律ある行爲、節制ある動作なり約言せば紀律を破りたる犯罪者は紀律を以て處遇せざるべからずと云ふに在り、獨り幼年犯罪者のみならず總て犯罪者を遇するには紀律を以て御せざるべからず、犯罪なるもの果して不規則の別名なきとせば何處々々までも規則を重んぜしむるの觀念を注入せざるべからず換言せば天地間の大法則に

支配せらるゝ運命を有するものなることを知らしむるに在り、何人も紀律に支配せらるゝ者なりとの信念を發動せしめ而して日常の行動を規則的に律せざるへからず蓋し確信を得るに至れば確信に依て實行し、實行に依て確信を得ればなり殊に幼年犯罪者の矯治には紀律を離れては到底其豫期の効果を收むることを得ざるものなるを信す何となれば幼年犯罪者は智慮は欠乏し意思は薄弱に風雨に飄弄せらるる枯葉に等しければなり試に幼年犯罪者の犯罪の原因は何れにありやと探究せよ、幼年者の意思薄弱或は智慮欠乏より來る等種々別様の原因及動機あるも齊しく紀律を紊りたるものならざるはなし故に之れか惡習を打破し之を一の鑄型に容れて改造せざるへからざるなり、此惡習を打破するは紀律的處遇に依らざるへからず雖も茲に鑄型に容れて鑄造すへしと云ふは甲なる人間を準とせよ若くは乙なる人間を矩とし之に則り改造すへしと云ふか如き限定的の人物に鑄造すへしとの意にあらす、人の性の異なること其面の如し或一人を選び鑄型とするの不條理なるや言ふまでもなければなり(前浦和に典獄たりし早崎君は幼年者處遇に關し卑見を有し抱負ありて予は氏の爲めに啓發せられたること少からず予の君に負ふ所大なれとも予の君に服する能はざるは幼年者處遇に紀律を以て御すると否らざるとの意見の異なるものあることなりし、同氏の主義は天真爛漫たる天性に適ふよう發達せしめ各其欲する所を遂げしめんとするものにして彼の自然主義と云ふものに屬するものならん、之に反し予は繰返して述ぶる紀律主義なり曾て感化事業講習會ありし當時講習生は予の主義方針を硬派と稱し早崎君の夫れを軟派と稱したりき以て其一班を推すへし)

紀律的處遇とは器械的處遇を意味す、器械的處遇の語は今日まで排斥せられたる語なり、何故に排斥せられたるや或は之れか爲めに不融通の人物を造りたりとの點にあらざるか或は然らん然れとも彼に適し此に可なりと云ふか如きは満足なる働を爲し得るものにあらず、器械は一定の行程を履み一定の働を爲すを以て貴し此一定の行動は紀律を以て律せざるへからず紀律を離るときは此の結束もなく

錯綜混淆し機器にして機器の用を爲さざるなり、又文明の進歩は何を以て測ることを得るか、文明は分業の行はると否とに因ると云へり而して此分業的生活は器械的生活なり歐米は勿論横濱の如き生存競争の行はるる繁華の地に於ける大商店にては紀律的に業務を勵行せざるへからざる必要より巧妙なる器械を備へ年少者の手頭に依りて能く或數を計算し同時に勘定書を作り受領書を作るか如き繁冗なる業務にすら器械を利用し人力を省くにあらずや、先頃歐洲より歸朝せられたる谷田參事官の談に依れば彼地にては監獄にても斯る器械力を用ゆること多しと云之れ單に紀律に協ひ人力を省くのみならず失誤を減するの利あるなり此に至ては全く器械の力の大きなるを知るべく同時に予は器械的處遇に依て改造せられたる人物の有用なることを否定することを得ざるなり、器械は法則に適へる器械ならざるへからず法則に適せざる器械は器械にあらざればなり、幼年犯罪者を誘導し開發するには紀律的ならざるへからず換言せば器械的處遇ならざるへからず而して更に之に加ふるに幼年者處遇の任務に當る者能く紀律を遵奉し紀律を以て率ゆることに堪ふるを要す此種の人物は何れの方面に索ひべきか予の實驗する所に依れば學校教員の經歷ある者には紀律的行動に欠くる所ありて幼年受刑者を委するに適當ならず此點に付ては長く軍務に在りし者に委ぬるを可なりと信す軍人出身の者は自ら進退動作に最も適當なるものなりと信す、吾國に在ては上下諸種の階級を通して西洋人の如く紀律を重せざるが如し、幼年犯罪者の處遇に付ても紀律的ならざるへからざるや否や反對の論義を挾む者なきにあらざるへし

以上は監獄當局者の見地より立論したる管見に過ぎず希くは大方の批判を得んことを。(六月七日)

○第二期獄務練習員諸君に諭く

内閣統計局審査官

横山 雅男

私は昨年第一期練習員の卒業式には恰も福岡縣第一回講習會の爲め出張中で式に列することを得ませんでした今年は一箇月早く開所されたから是非参列の榮を得たいと思つて居りました處生憎來る二十日から約十日間香川縣統計講習會へ出席せなければならぬので復た御無沙汰をすることとなります併し事情已むを得ぬ次第であるから私は講義の終に於て聊か思ふ所を述べて餞別の諭と致したいのであります

さて諸君が去る七日内閣統計局を見學せらるゝに際し花房統計局長閣下は同局の事務及編纂物等に就て懇篤なる説明を與へられました定めし諸君が各室を巡覽せらるゝ時多大の利益を感ぜられたこと存じます而して其の時私も諸君の爲に説く所があつたのである今其の要領を申述べると

第一 全國各市役所各町村役場から統計局へ提出する約四百萬枚の人口動態統計小票は如何に取扱はれ如何に製表せらるゝか何れの役所に於ても統計の仕事をせぬ所はない又中には統計小票で單位觀察をやつて居る處もある、けれども統計局の如く大規模の中央集査で且つ的確に分業をやつて居る處はない、故に近世統計の要求する統計小票と其の結果の表章法を見やうとするには統計局を措いては外はないから深く注意して見學せなくてはならぬ

第二 統計の技術が進歩すればする程其の技術の要求は切實となる殊に單位原則を的確にするには

統計小票に據らねばならぬが統計小票を多く使用すればする程一方に於て統計的技術の傾分が擴大せらるゝのである加之、統計表をして自ら語らしめんとするには適當に平均若くは比例を算出せねばならぬ而して之が要求を充すものはブルンスヴィグやミリオネールやパロース等の計算器である此諸種の計算器の一二は陸軍省にもあるが其他の役所會社等にも備付けてあろうかなれど殆んど總てを集めてあるのは統計局であります同局編纂の死因統計書中には數位多き數から出した比例などが澤山掲げてある、之は皆前に述べたブルンスヴィグ計算器等の賜である、夫れから先年川口逓信技師が統計局の爲に創製して呉れた川口式電氣集計機は未だ理想通りにはなつて居ないが併し統計事務の爲に斯る機械が特に創製されたのは祝すべきことである該機の一部は目下修繕の爲めに逓信省へ行つて居るから全體の構造を見ることは出来ないけれども諸君が持つて居らるゝ拙著統計通論の卷末に在る同機の寫眞並に其説明書と對照せらるゝと百聞は一見に如かずと妙味が益々覺らるゝであらう故に諸種の計算器などを見學せらるゝ場合には能く注意を拂はれたい

第三 歐洲諸國の開けた統計局では文庫が附屬してある、吾統計局では未だ文庫と云ふ程のものはない、けれども書庫を一覽せらるゝと兎に角世界各國の統計的刊行物は多く蒐集されてある、高價で購つた書物はないにした處で各國に於ける統計的刊行物が如何に豊富であるかと云ふ一事だけは儘に窺ふことが出来ると同時に統計の業務は或意味に於て萬國のものでもあることも了解されませう監獄の事は本年米國で第八回の國際會議を開く如く世界的事業である従つて斯業に利する統計を編纂せなくてはならぬと云ふ御考も統計局の書庫へ這入られたら必ず聯想されること、察します

第四 統計局は昨年五月移轉したのであるが何故箇様な遠方の地を卜して新築したのかと云ふと異日國際調査を實行して其の結果を編纂するに廣き建物と多くの人を要する其の用意である諸君が各室を見學する時建物に比較すると割合廣い後庭を見らるゝのであろう是は國勢調査實行の曉には多數の計

手即ち五千萬の統計小票を整理する多數の小票取扱者が這入る場合が建築されべき地面であります。國勢調査のことに就ては既に略ぼ講述したから諸君は御承知である而して國勢調査施行の場合に於ては陸海軍兩省と司法省とは特別の關係があるので即ち全國の各監獄では準所帯として夫々調査される筈であるから諸君は將來直接若くは間接に關係を有せねばならぬ位地の人であります夫れゆへ他の一般普通の人は大に事情を異にして居らるゝから此處で將來施行されべき國勢調査の爲めに準備してある廣き敷地を目撃されましたなら一層感を深うせらるゝことゝ察します。

第五 統計局は諸君の爲に貴重な時間を割いて懇切に見學せしめるのであるから此の厚誼は永く記憶に存して統計に精勵され且つ私が今日御連れ申したのは統計の講義をして机上の空論たらしめぬ旨あることを忘れぬやう願いたい

と云ふやうな意味でありました

さて今更事新しく申迄もありませんが廣義的監獄學と云へは勢ひ綜合的學問とならざるを得ないのである殊に監獄の改良を謀らうとするには狹義的監獄學に限局することは出来ないであります、されば本所の科目も狹義的監獄學の外刑事政策、刑事訴訟法、監獄構造法、刑法、統計學、社會學、特種教育、假出獄に關する制度、精神病的中間者、倫理學、心理學、犯罪人異同識別法、監獄法規、衛生學等があつてなかく多い、中に就て能く吟味すると其の關係に多少厚薄の差があるは勿論であるが統計學は其の中でも重要な科目と思ひます、私は吾佛尊しとの諺を主張する譯ではないが監獄の側から見た衛生學、心理學、精神病的中間者、社會學、倫理學等は勢ひ統計の觀察を待たねばならぬ點が多いのです併しながら從來の監獄統計を見ると改良の餘地はまだある、其の證據には今日の統計では迎も刑事政策に充分資することの出来ないのも分りませう、刑事統計としては毎年司法省から出版される刑事統計があつて随分有益の事實もあるかなれど犯罪を研究するには生きた原料を有して居る監

獄が一番良いので例之犯罪者の心理とか精神的異常とか衛生とか云ふものはどうしても監獄で實驗する外致方はない、むかし本多中務大輔が古河へ入部の時千住の小塚原を通過し偶々梟首を見て覺へず嘆聲を漏らしました、それを駕籠の側に居た近侍の者が聞いて不審に思ひまして途中色々考へたが終に其譯が分りませんでした、困つて或る日此の事を殿様に伺つた處が其の答に、あの時見た梟首者の月代が餘りのびて居なかつたから多分十分の糾問もせないうで死刑に處せられたのであらう若し充分糾問したのなら短日數で出来ぬから屹度月代がのびて居るに違ひない夫れゆへこれも或は無實の罪で殺されたのではなからうと思ふて覺へず嘆聲を發したのであるとのことでした、梟首の下を通つた人は莫大の數でありませうが筒様な處へ注意したのは稀有の事で寔に美談であるのみならず今日に於ても此の好注意は模範にして可い夫れから舊幕時代江戸小傳馬町にあつた牢獄などでは牢名主とか隅の隠居など重罪犯者が自ら十二人の役人と唱へ獄中の疊を積んで高座を拵へまして之に坐はり新入囚が來るときめ板てふもので毆打し其輕重は持參金の多少と着物の善惡によつて差のあつたものじやをうです所謂地獄の道も金次第であつたのであります而して牢名主が新入囚への言渡はしやべりと云ひましたこれが濟むと詰のをしへ、疊の仕置、轆鼻禪の申付、夫れから疊の端に坐せしむる言渡などがあつて古囚と新囚との關係はなかく殘酷なものであつたのです明治の今日に於て斯る慘劇は藥にしたくもないのであるが併し學者や仁人の大に研究すべき事柄は随分あると思ひます此間も日糖事件で入監した某代議士が出て在監中の所感を述べたことが新聞紙に載せてありました、こんな工合に入監者の中には随分身分の高く且つ學識も相當に備へて居る連中が居るのであるから囚徒の待遇上監獄官はなか／＼油斷が出来ない又外國の無政府黨の如き極端の社會主義者も段々入監するやうですが是も油斷のならぬ輩であります要するに犯罪主義が犯人主義となつた今の時に於て犯人を親しく研究するには多くの場合に於て之を統計の實證に據らねばならぬから其の大切な監獄統計はどうしても近世統計

が要求するやうなものとなつて來ねばならぬ。即ち先づ單位原則が嚴重に行はれて正確、完全、順序の整齊の三要素が揃ふと同時に之を其根底から分析や比較が出来又比例や平均も相當に拵へて統計に生氣あらしめねばなりませぬ。此の見地から諸君は是れまで私が講義した處を此間の見學に能く消化活用されて將來監獄統計の爲に一新紀元を開くことに努力せられんことを望みます。(六月十一日監獄官練習所に於て)

寄 書

○在監人の書籍看讀に就て

甲府監獄 櫻 井 革 聲

第一 總 說

夫れ書は死物に非らず。著者の精神は即ち其書の精神なり。若し善く之れを讀む者あらんか。千歲の下猶ほ能く悲喜憤慨し興起活動せしめん。況んや聖經賢傳諸子百家及び偉人傑士の傳記をや。彼等偉大なる人士は皆な一方に崛起して活動せし人にあらずや。或は事功に或は省察に、其爲す所相同じからずと雖も。其有爲の精神に至りては恰かも符節を合するか如し。而して吾人が是等偉人に得んと欲する所は、固より彼等過去の行迹に非ずして、有爲の精神に在り、彼等偉人の精神は、實に千歲不朽の感化力を具備するなり吾人至誠以て之れを求めば。豈其貴なからんや。倘し一過して得る所なくんば。請ふ再讀せよ。再三之れを反覆して熟讀玩味せんか。偉人の一言一行は。必ずや能く吾人が言動の活模範たらん。

夫れ然り故に書を讀むこと彌よ深ければ。以て性情を移し。靈能は益々明らかなるべし。即ち聖經教典に耽けるときは。崇高の念油然而して萌起し。知らず識らず鄙吝陋劣の情に遠ざかるは。自然の傾向なるべく。將た戰記を繙き。史乘を披くときは。治亂の沿ふ所。興亡の繫る所を見て。世態の變遷に無限の感慨を惹き。或は策士の術數に。或は忠臣義士の轍軻不遇に。時に案を拍て妙を呼び。時に眉揚り皆裂くるの情を禁する能はざるが如き。皆な是れ讀書其者の心性に映射する結果たらざるばあらざるなり。故に之れを極言すれば。人の靈能を發揮する讀書より善きはなく。精神を慰安する亦讀書より善きはなし。今や渠れ等在監者中。刑事被告人及び六ヶ月以下の短期囚は姑らく之れを除外するも。五年十年若くは無期の繁獄者等に對する。書籍看讀に就き。聊か研究を費すの必要あるを認め。之れを教育程度の識別。藝術技能の種別。罪質犯數の觀察等の各章に分ち。茲に本論を草し。以て大方の指教を乞はんと欲す。

第二 教育程度の識別

學位を有し稱號を帯ぶる者は勿論。相當の順序階級を履修せる學歴ある者は固より。何等考査試問の煩を見ることなく。苟くも規律に支障なき限りは。其望に應じて。書冊の閱讀を自由ならしむるは元より立法の趣旨なりとす。然れども如何にせん罪囚の多くは家庭の不良なるに原因せるもの十中八九にして。即ち幼時より完全なる教育を受け。圓滿なる膝下に成長せるものは實に稀有と稱すべきを以て。文字を解し事理を辨するが如きは。殆んど渠れ等の間に望む能はざるの情態なるを。然れども閩國を通じ。約八萬を計上すべき囚人中。讀書求道に興味を有するもの亦多々なるべきを以て。須からく其嗜しなむ所を利導し。欲する所を助長し。一は以て長期の憂鬱を慰め。一は以て書に依り自然の悟入を促かす等。治獄の方法として細心留意を要すべきは。今に於て吾人の喋々を費すが如き。不急事たらざるを信するなり。然り如上の所説にして。誠に急施速解を要すとせば先づ既知の學歴な

き者に對して。其教育の程度如何を識別すること。最も必須事項にして實に先決問題に屬す。然れども之れが觀測を遂げんとするや。困難事の其間に横懸するあるを知らざるべからず。難事とは何ぞや。渠れ等多數の中には。韜晦して偏に無學を裝ふ者と。文字の素養なきにも拘らず。切りに誇耀して術學を事とする者とあり。然りと雖も根柢なきの言語は。輕薄にして之れを看破するや固より易々たりとすれども。彼の知て言はざる者に至ては。殆んど端緒をも得難きの常態にして。止むなく無教育として處置するの如何ともする能はざるものあり。

嗚呼一は一知半解の學力を銜ふて。濫りに難解の書冊を要求し。其極何等得る所なく。期滿ちて空しく返納するの煩累あるのみ。蓋し其如此は自から欺き。又人を欺くの念毫も撓をすして。不良の行爲を敢てするの甚しきものなれば。司獄員たる者は活眼遠識之れ等微密の點に留意し。以て矯正懲懲の實績を效すに努力あらんことを切望に勝へざるなり。然り而して他の一は多少の教育をさへ具ふる者にして。姓氏を偽はり無籍と稱し。犯場罪跡の關係等より強ひて學術技能を韜むが如き往々撞見する所にして。是れ又身は拘禁の辱を蒙りつゝあるにも拘らず。怯懦薄弱の意思は益々身邊を狹窄ならしめ。其結果天地に踴躍して學生白日を仰ぐ能はざるに至るものにして。是れ又行刑當局者の誘掖提醒以て。羈留の域に達せしむるの必要あるは勿論なりとす。

前述せる所に依て。教育程度を識別するの必要事項たるは。略ぼ察知し得たるが如きも。今日行はれつゝある書籍看讀上の實況たる。果して如何決して整齊充足せりと未だ之れを斷言するに憚る所なきに非ずや。之れを例せを渠等より購求を出願せりとて。内容の如何をも辨知せざる字書辭典の購買を許可せるか如き。或は小學教育をも完全に修得せざる者に。漢文類の看讀を爲さしむるか如き。是れ果して何等の功益を來たすへきや。概して之れを言ふときは。其方法雜駁にして順序は更らに統理なしと評するの過當ならざるを信するなり。抑も亦當路者の眼識周密ならざるか爲めか。或は

知て尙は未だ行はざるが、吾人は大に遺憾に堪へざるものあるなり。

願ふに教育の程度に應じ。學力の深淺に依て。各種の科學中。其好む所を撰し。以て能く讀書に親しまば。決して時間の少なさを憂へず。將た燭光の暗さを恨まず。業餘の一字食後の半頁は。遂に一道の靈光を發して。無限の趣味を湧出するに至らん。是れ一に善道良化の局に膺る有爲の賢者に嚮望して措かざる所なり。

第三 藝術技能の種別

高等教育を受けて。一技一能を有する者は。姑らく措ひて之れが言議を費すの要なく。又社會の下層に蠢然たりし輩に在ても。實に藝能の有無の如き殆んと之れを論辯するの價値を見すと雖も。渠れ等多數の中には妙手名工一代の宗師として。世に立ちし者も固より絶無と稱し難きは勿論。百般の工藝技術に於て名手鉅匠の紛然其間に混淆せるは。往々視聽に觸るゝ所とす。故に陶冶、漆髹、雕刻、刺繡、印刷、寫眞、製紙、染織其他裁縫、製本、理髮等一々枚舉に遑なしと雖も。要するに一藝一技に卓出する者は。習熟と天才とを論せず。多少専門に屬する書籍の伴侶なきを得ず。況んや小品大作を通じて。輒近の趨勢は一に美術の神髓を算ふに於てをや。苟くも他日青天を仰ぐの時に於て。自己の技能を以て世用を爲さんとする者に對しては。勉めて其道に適切なる載籍の購閱備覽を便宜ならしむるの喫緊事たるを忘るへからず。

然らば則ち之れ等の技術家をして。温故知新の眼識を有たしめ。世態の推移に後れずして。益々其長技を優逸ならしめんと欲するや。其好む所に隨て之れが參考書を供給するの良策たるは勿論なりと雖も。藝術の如何に依ては。新陳代謝最も劇甚にして。昨の愛好する所も。今は既に捨て、顧みざるが如き。苟くも時好を逐ひ流行に投せざれば。其技精なりと雖も售らるゝ所なきは。現下の狀態として世界を通じ幾んど同調たるを知るべきなり。吁渠れ等罪囚中多少得意の技能を有する者と雖も。五年

若くは十數年の繫禁中。局面は早く一轉將た再轉し。其放たれて社計に出つるや。既修の藝能は半文錢の價値たも有せず。世を擧げて我か技を顧みる者なしとせば。衷心果して如何。刑餘の抓懐は轉た感慨に沈み。其極厭世の念に驅らるゝは自然の情狀たらずんばあらず。行刑當局者たる者早きに及んで。之れを未然に救護するの策を案するは。應に秩序保持に關する上より及び個人援濟に對する點より。最も切要事たるべきを信するなり。況んや出獄者保護事業は。頭者靡然として經世家の審査熟慮を重ねつゝあるの際なるをや。然りと雖も我が國勢民度は。監獄をして未た前述の如き施設を案し。技能者をして書に親しむ。業に熟せしむるが如き制度の普及せざるは勿論。亦敢て普及せしむるの必要をも認めざるの傾きなるを以て。工場設備の如きも。僅々二十内外に限られ。何業種を問はず。販路廣く需要の速かなるものに非ざれば。決して設定せざるの方針なりとす。蓋し作業上煩累多く。經費の許さざる事情も勿論斟酌を要すへしと雖も。技藝者保護の點より觀察するときは。渠等を驅て麥桿を編ましめ。綿布を織らしめ。或は耕耘力作。土石運搬の勞に服せしむるが如き。土地に依て其趣を異にすと雖も。前途の生業に一念を注ぐときは深く寒心に勝へざるものあり。當局者は漸次繫留中の保護を周到にし。藝能の種類に従て。書籍に實際に精益求精を加へしむるの要あることを業に既に覺知すへきの秋なるを察すへし。

第四 罪質犯數の觀察

罪質の如何に因て。其人物如何を判定することは。頗ふる至難の事業なるが如しと雖も。犯數を以て性質の正邪淑慝を概観することは。或いは爲し難き案件にも非ざるべきか。要するに行刑矯飾の上に於ける主要部分に屬するは勿論。學術的彙類區分を必須とする問題なると同時に。書籍看讀の觀念は聊か工夫を費すの要あるを認むるに非ずや。否大に之れが識別の必要を感じるなり。夫れ然り罪質は以て素行習癖の一斑を概見するを得。犯數は以て勤惰怯剛忠奸善惡の性行如何を察知するに於て。大

なる誤差なしとせば。強盜の初犯者には。道理德義に關する書類を以てすへく。其二犯以上の者には。兼て譬喩に富める佛典等も適宜なるへく。賭博及び富籤等の者には。初犯累犯の別なく。特に其射俸心を抑制し。投機熱を止塞せしむる上より。卑近なる二宮翁。又は益軒氏等の實歴談等。最も悟入し易きを見る。横領及び贓物に關する犯人には。其熾盛なる物慾殆んと人我の別なきを以て。之れが爲めに恬淡寡慾の性を導くには。茶根譚又は偉人の言行及び立志に關する東西の躬行編等を以てすべく。毀棄及び隱匿罪の者には特に其陋劣鄙者の資性を矮むる手段として。剛介廉潔なる人士の行動を彙述せる。古今の史傳等を可なりとし。通貨及び文書、有價證券、印章偽造等其他偽證、誣告等に在ては。道德宗教に關する。性靈陶冶に屬する聖典を以て。人世榮譽と耻辱との岐路如何を會得せしむるに在り。瀆職罪に至ては。犯人其者が嘗て職務執行に際し。剛毅の德廉直の行を缺き。或は法を枉げ。或は職權を濫用して。義務なきことを行はしめ。又は人を逮捕監禁する等。既に司直の吏又は其補助者として。最も忌むべきの行爲を敢てせし者なれば。洋の東西に論なく。名臣の言行録。循吏の列傳等を熟讀せしめ。以て德性を涵養し。正義の履むべきを悟得せしむるは。最も簡易の方法なりとす。猥褻姦淫及び重婚犯者には。勿論倫理の重んずべく。秩序風俗の保進すべき感念を促進するは最大要事なるを以て。彝倫の序つる所。婚姻の重んぜざるべからざるを鼓吹するの策として。人倫道德に關する。講話解説等を讀ましむるも。有益なるべし。傷害、殺人、嬰兒殺等は。其原因多くは利慾色慾、及び貧困等より來たるものなれば。能く其所犯情狀を酌酌して。如此大罪を犯し。長年月の縲紲を見るに至りしは。偏に國家構成の一分子として。社會組織の上に刮目すべき秩序の破壊者たることを知了せしむるを要す。故に日常の參考書としては。宗教道德に關する巻帙に外ならずと雖も。要するに此種の犯者は。感化上勞少なくして。得益の多大なるを當とす。墮胎罪に至ては處女、寡婦、又は有夫の婦等の區別あり。又貧富其趣を異にすと雖も。前二者は其犯因羞耻心と。恐怖の念とより來

り。後者は貧窶に原因する者多し。共に是れ慘虐の至大なるものにして。其情狀は酌むべしとするも罪質の重きは固より天地に容れざる所なり。如此犯人をして多少にても。慈愛の情哀憐の性を養成せしむるには。簡易なる瞿曇教の三世に亘る。因果說等を看誦せしめば。多少人倫に近き。行動を執るに至らん。

以上は單に其大綱を提擧せるに過ぎずして。瀆職罪を除くの外は。殆んど初犯罪犯の區別を見ざるなり。斯他皇室に對する罪。及び内亂、外患、國交、公務執行妨害、逃走、犯人藏匿及び證據湮滅、騷擾、放火、強姦、侵入、略取誘拐、等其悖德の程度。加害の輕重に依て。罪料の分量も亦同一ならざるは勿論なるも。行刑當局者能く其間に性行を看取し。習癖を考查し。以て適良の感化手段を講ずるは說話に書冊に其方法は多々ならんを信ず。須らく取捨選擇を怠ららず。緩急宜しきを制し。處遇中正を得るに努むべし。

第五 現下の取扱状態

吾人は本論を結ぶに際し。現下に於ける書籍看讀取扱の實況如何を知らんと欲するも。前段に於て略述せるもの、外多く消息を聞かず。然れども昨四十二年八月本派本願寺の教務諮詢會に於ける。諮詢案第六に在監人看讀書籍を利用する良方法如何と言ふ問題に對し。下記の如き討議は決せられたり。一、在監人の多數に行き涉たるべき便法を執ること。一、看讀書籍の選擇は周到にすること。一、圖書閱覽室を設くるか又は之れに代用する便宜の方法を講ずるか。一、携帶書籍を果して熟讀し居るや否やを審査すること。尋いで同年十月二十日東京本願寺別院に開催せる。諮詢會に於ける諮詢案第八は在監人看讀書籍活用の狀況如何といふに在り。而して教務所長の之れに對する。答申中本項に關する分は以下列記する所の如し。一、看讀書籍は備付官本を主體とし在監人所有の私本は漸次減少を圖るに一致す。二、官本増加に要する經費は監獄に依りては適宜の方法を講じ増額を見たる所ありと雖

も多數は之れが缺乏に苦しむの狀あり。三、刑事被告人の看讀書籍も或種の制限を加へつゝある向あり。四、監獄圖書館の利用と完成を圖ること。五、免休役日には監房内に特種の書籍を配付し感化上有效なる結果を擧げつゝあり。六、學力不相當の書籍を求むるの傾向を抑制し可成平易實際的のものを看讀せしむるに努めつゝあり。七、監房内には字引と正信偈、御文、眞宗勸行集等を備付け置く向もあり。云々は此れ最近に於ける。本問題に關する大旨を註釋したるものにして。擧げて教誨師に一任し。復た一片の批評をも試みたるものあるを聞かず。希れに一二會員の之れに言及せるものありしも。他問題に伴説引例せしに過ぎざるが如き狀況にして。今日の各種行刑論策は何れも喧囂を極むるにも關らず。獨り寥々の感あるは何ぞや。况んや感化上至大の關係を有すること。前來の所説に於て明瞭なるに於てをや。

前掲答申中第四監獄圖書館の利用云々は頗ぶる必要事項にして。今日の制度より觀察して。是れ以上の進歩を見る能はざるは勿論。果して實際に能く行はるゝや否を疑ふなり。第五は誠に答申の如くにして。現下の狀況及び將來の豫想共に結果は。益々佳良ならんか。只惜しむらくは書冊の部數に限ありありて。廣く供給し難きと。渠れ等の疑義ある毎に。之れを解説し將た講話する等の機關。尙ほ不十分なることゝす。第六は吾人の論旨と一致せるものにして。即ち教育程度の識別を慎重にして。苟くも學力に應ぜざる所の書籍を展披し。徒らに字を指し行を數ふるの愚を演せしめざるの看讀上必要なるは茲に覆言するの煩を避けんのみ。

皆て谷野氏が譯載せる。英國ボルスタル監獄に於ける青年囚の教育及び教誨なる一項中。其末段に於ていへるあり。(3)而して圖書館の内容。亦豊富にして。一週二回書籍の借替を許す云々。尙ほ又本年五月典獄會同席上に於て。講演せる谷田氏の普國監獄視察談を讀むに。(中略)夫れから書物の看讀の事も一言附け加へて置きますが。書物は總べて監獄備付のものを貸與するのであります。唯だ例外

として要塞禁錮囚及び拘留囚には外部から取り寄せる事を許して居ります。又た獨居拘禁の囚人には已むを得ざるに限り。外から書物の取寄せを特許する場合もあります。書物の種類は本人の必要に應じ。教師が相談役となつて撰擇してやるのであります。貸與部數に制限はありません。また一週間に一度宛は娛樂書類を貸し與へます。娛樂書類は雜誌と小説との大部分を占めて居る。新聞紙も其種類と。囚人の人物如何に依ては。看讀を許します書物は随分澤山に備へ付けてある。司法省所管監獄の藏書が十三萬五千餘冊。内務省所管の懲役監の藏書が九萬。同省所管禁錮監の藏書が。十五萬餘冊あると云ふ事でありませぬ。云々とあり蓋し國勢民度の猶ほ西歐先進國に及ばざるの今日。獨り法令のみをして前進せしむる能はず。即ち國の文野を察して法を立て律を設くるは。勿論なりとするも。英普兩國現時の獄制は我邦の夫れと比し。如何に超越せるかを察知するに難からざるべし。之を要するに人文の發達と共に。政府並に代議員等は。銳意刮目して能く時勢に伴ふの知見學識を涵養し。以て立法の責務に任せざるべからず。在監人の書籍看讀上。現時の狀態に鑑み。感殊に深きものあり。書して爲政家の三省を望む。

○監獄衛生雜感 (其十五)

金澤 石崎 貧樂生

(一四二)監獄内に傳染病の侵入することは困難なる筈なれども時に襲來して悲惨なる狀況を呈する。とあり札幌監獄の失態は我々に一大警告を加へたりと云ふべし左に腸窒扶斯豫防上二三の注意を掲ぐ。空氣中に浮游するところの塵埃中に微菌ありてそれから傳播する例も尠からざれども多くは飲料水。牛乳その他萬般の飲食物に關して起るものと又或は間接に着物、便所の戸の子ヂ、同手拭、同手洗水等

が媒介して手指から口中に微菌の入る例却々に多し水から起るので尤も恐るべき例は便所の不完全なるより患者の大小便が外へ染み出して粗鬆なる地層を通し井中に入る事なり之を飲めば忽ち傳染すべし又井戸側の不完全なる處にて患者の着物杯を洗濯したのが井戸の中に入りたるを呑みて患者となれるものあり單に呑むばかりでなくその井水にて洗ひたる魚類を食して感染するものもあり川水にても或程度までは傳染の媒介をなすものあり例へば川上にて患者の衣類を洗ひ又大小便を投棄したるうの下の沿岸にて器物を洗ひ又は飲料に用ゆる様のは危険なり依りて十分信用すべきは水道の水なれど井戸水とても濾過器にて好く濾して飲用となさば危険を免かるべけれど猶一番單簡にして誰にも出来ることは水を一旦沸騰さして使用すれば安全此上なし牛乳でも必ず沸騰さして飲むべきなり飲食物中殊に注意すべきは例の刺身に好く世人の食べるもので最も危険なるものは此なり成るならば刺身を食はぬか最も安全なく要するに飲食物は悉く煮沸し悉く消毒して飲食すれば此れに増したる豫防法なし。

帶菌者に注意一旦腸窒扶斯に罹り然も降りて快復しても其身體中に帶菌して大小便殊に微菌出づるものなり其期間は長きは一年已上にも亘り短きは一ヶ月内外に亘る故快復しだりとも油断は出来ず之れが豫防は中々至難なるが故に患者自身は下熱後約一ヶ月位は大小便を消毒し且周圍に對し傳播の恐れなき様注意すべきなり。

以上醫學博士宮本叔氏の腸窒扶斯豫防談にして監獄吏員も亦た記憶すべき事柄なりとす。

(一四二)チブス注射液 陸軍にありては昨年來兵士に對して腸窒扶斯豫防注射を行ひ其効驗著大なることを證明し居れり。

腸窒扶斯の豫防注射は種痘に次く所の免疫法にして其原理は種痘と異ならず始めて之を世に行ひたるは英人ライト氏にして今より十一年前英領印度の軍隊に行ひ其後南西亞弗利加(獨逸殖民地)戰爭の

際行はれたり種の製法は腸室扶斯の瀾菌を攝氏六十度の温度にて一時間煮沸したるものを適當の分量に包含せしめたるものにして陸軍に用ひ居るものは第一號液一ミリグラム第二號液二ミリグラムの量を一立方センチメートルに包含せしめ居れり注射の方法は胸の皮下に始め第一號液を注射し後一週間乃至十日を経て第二號液を注射す注射後三四時間を経れば悪寒を感じ普通三十八度稀に四十度の熱あり而して此熱は大抵五六時間にして去る注射部の痛腫は一兩日持續し人により眩暈嘔氣を催すとあり之等を名て反應症といふ注射の効力は其免疫力持續時間を三年とすと雖陸軍にありては正確を期し一年となせり即ち毎年之を行ふなり而して患者數を半減せりと云ふ今日東京に於て軍隊の無事なるものは豫防注射の與つて力あること信じて疑はざる所なり願はくば監獄に於ても時機を失せず本注射を行はんことを望む

(二四三)脚氣と糠 米食が直接に脚氣の原因をなすや米食が其素質を作るものなりや微生體か眞因であつて米食する人を好んで胃すものなりや等の事が大問題となり和蘭の學者でアイクマンと云ふ人は千八百八十九年蘭領バタビヤで鶏に米を與へると麻痺を起すことを發見し人間の脚氣に異ならぬより人間の脚氣は米食から來るものとの意見を生じたり是に於て人間に近き動物即ち猿に付て試験せしに矢張り同様の症を呈せり更に試に玄米を與ふるときは不思議にも少しも麻痺を起さざり爲めに新嘉坡邊にては住民一般に熟米を用ひ居れり是は粳を二三日間水に浸して置き夫を蒸し乾きたる後に粳の部分丈を取去りて(薄皮即ち糠となるべき部分は其まゝ)之を飯に炊いて用ひるときは甚だ有効にして則ち糠を喰べさせる一方法に外ならざるなり尙ほ志賀博士は糠の中に含まれたる有効の部分だけを取り喰すれば宜しからん糠には「ツエロゼ」即ち木質あるを以て之を取り除き必要の部分丈攝取することにするは何よりの急務なりと云へり

近頃脚氣の豫防と稱し米の糠を食す是も味噌汁の中へ入れて用ゆれば經濟にして且つ衛生に可なり

と云ふ人あり

熟米は監獄に於ても之を作ることは經濟と衛生との利益あるかも知れず然とも在監者は麥を多く交ふるが爲に脚氣は少きも看守には随分脚氣患者あるを見る、以上の事柄は參考すべきこと、信す

(二四四)妊婦保護 佛國に於ては今回法律を以て勞働業に従事する婦人の妊娠したる者は出産の前後八週間は其雇傭契約を解かるゝことなくして職業を休み得るの規定を設け上下兩院を通過したり獨國は已に早くより此規程あり佛國は人口減少の結果漸く此舉に出づ我國工場法制定に中り婦女勞働の點に注目を怠る可からざるなり

(二四五)熟米試験成績 北海道夕張及び空知並に九州忠隈炭鑛に於て坑夫に付熟米試験を行ひ其一部成績を發表せり大要左の如し

(一)熟米を食する時は早く空腹を來す事

(二)熟米は食物胃に停滯することなし

(三)夕食を過すも翌朝に至り胃に變異を感ずることなし

(四)熟米は早く空腹となるを以て多量に食せざれば勞働に堪へ難し

(五)積年胃病に悩みたるもの熟米食以來輕快したりと云ふ者あり但二三の者は便通を快利ならしむと云ふ

(六)毎年四月に至れば脚氣來り困難したる者本年は食物の爲か未だ發病せずと云ふ者多し

(七)右様の状態なるを以て熟米食志願者益々増加し實行の當初の坑夫は熟米を好むや否やの心配は杞憂なりし

杞憂なりし

猶北海道に於ける監督官なる馬杉旭川衛戍病院長の報告によれば下の如し

(一)毎年三月の交より坑夫間に續々脚氣患者を出すを常とせしも本年は試食者對照者共に未だ其罹

患を見ず

(二) 熱米試食の當時脚氣を有したる者にて之を食してより著しく其症狀を軽減し間々全く治癒するに至る者あり

(三) 試食者の言に據れば熱米を食用したる以來食欲増進し且つ胃部に停滯を覺ゆることなし從來一日五合の白米にて満足せし者熱米にては六合を用えて猶ほ空腹を感じ且つ便通を整ふるの効あり云々

(四) 蠅は「コレラ」「チブス」並病其他の腸管傳染病を媒介するのみならず其他種々の病原體の傳播者たり然るに日本にては未だ此點に關し何等の施設なし「チブス」の死亡數を見るも毎歲八、九月の交に於て急に増加す之れ歐洲殊に衛生施設の完全なる地には未だ見ざる所なり獨乙各市の「チブス」死亡率を見るも一週年間殆んど一樣にして日本に於けるが如く夏季に高まると云ふことなし之には種々の原因あらんも其主なるものは家蠅によると考ふべし傳染病豫防上大に注意すべきことなりとす

(四七) 圖書は傳染病殊に結核の傳播に對し危険なることを知る之が消毒は中等熱氣及び中等濕氣の併用法を最も推奨すべき者とす

(四八) 腸窒扶私患者解熱後菌排泄期間調

近時益々防疫上に重大なる意義を齎らせる腸窒扶斯耐過後の菌保有者の菌排泄期間に關し内務省衛生局にて邦内各處の報告を蒐集せる者實に左の如し

期間	五日以内	十日以内	十五日以内	二十日以内	廿五日以内	三十日以内	卅五日以内	四十日以内
患者計	三二	八九	九六	六二	三四	二七	二六	一八
患者百人	六九・六	一九・三五	二〇・八六	二二・四八	七・三九	五・三七	五・六五	三・九一
患者計	二八	一九	一七	一〇	一	一	一	一

患者百人

六〇・九

四・一三

三・七〇

二・二七

一

〇・三三

〇・三三

總平均日數二十一日七分

(二四九) ゴム管附聴診器 本邦に於て廣く使用さるゝは恰も獨國に於て固性聴診器の流行するが如し此種聴診器は俗に佐々木形と稱するも米人ハンモンド氏の創製せるものに係ると云ふ一説に此形は夙に獨乙に於て監獄醫が囚人を診察する爲に作りたるものにて囚人に初まりたるを以て獨乙にては之を嫌ひ汎く用ゐるに至らざりしと云ふ我國に於ては聴診器と云へば「ゴム」の附きたる者のみ流行し「トラウベ氏式」は間々洋行歸の「ドクトル」が用ふるに過ぎざりき奇と謂ふべし

(二五〇) 半陰陽と法律 本邦の法律には半陰陽を認めざる故に醫師又は萬有學者は之れが性を區別せざる可らず法官は唯之に法文を應用すれば可のみ結婚後妻が男子たること判明せし者八十四例あり反之夫が女子たる事判明せし者十二例あり又夫妻が共に半陰陽なりし爲め夫が姪み珍例三ありと(吳博士)半陰陽が法律と關係あるは自由結婚時、許嫁、私生兒鑑定、姦通、有夫姦等にして曾てある露國人の半陰陽の娘を強姦せしか鑑定の結果其娘の男子なる事判明し強姦罪は成立せざりしと云ふ

(二五一) 減弱責任能力の問題は全く嶄新なる問題にあらざる全體減弱責任を認むるや否は刑法上至難の問題にして或は責任の減弱を認むるは却つて法律の威嚴及び眞價を貶すものなりと云ふ危險性より言はゞ所謂減弱責任者に寧ろ非社會性危險は甚大なるものあり且つ又彼等は却つて自個の責任の輕さを認識する時は益々惡事に慣れて社會を害すること一層甚だしかるべし茲に於てか處刑後の保護監置問題に輒近刑事政策の重要問題とはなりたるなり

精神病犯罪者殊に中間者の如きは病院に不定期に監置せらるゝよりは却つて定期の刑罰の方を遙かに好むは事實なり、されば不定期監置は却つて威嚇力強し此論據よりせば刑罰は全廢して寧ろ只監置のみを以て足るか如きも實際に於ては減弱責任者の或る者にありては刑罰丈にて十分なる効果を收

め得る場合もあり又或は刑罰によりて初めて自己の罪惡を反省し危險性の消却する場合もあり左れば刑罰も亦た犯罪條件にして、リスト氏の如きは減弱責任者に對しては必然的に自由刑を科すべしと云へり

減弱責任者の自由刑は特種の監獄に於て行ふの規定は良策と謂ふべく實際に於て中間者は精神病患者よりも却つて取扱ひ難く之を分離收容することは必要なり

奥國草案の減弱責任能力に關する規定は稍々吾人に満足を與ふるものあり即ち法律に於て減弱責任者の減刑期を明確に規定し居れり又處刑はこれを特殊監獄に於て行ふの理由として獨乙草案は精神狀態に應じ (So weit der Geisteszustand es erfordert) とせるも奥國草案は正規の處刑へ被告の狀態を惡しくする場合 (Vollzügen der regelmässigen art der strafe seinen zustand verschlimmern würde) とせし方明瞭なる説明を與ふる者と謂ふべし

獨乙は公立病院に收容監置するに反し奥國はこれを特種の監置院 *anstalt* を建設せんとするにあれども這は今後研究調査の結果によりては或は不必用なるやも知れず已に英國、諸爾威、伊太利は特種監置院・スコットランド、ザクセン、バーデンは監獄附屬院を建設し居るも此等の成績に就きては今日未だ顯著なるものあらざるなり (asnahme)

(一五二)責任年齢 獨乙刑法改正草案第六十八條、十六歳に満たざるもの、行爲は之を罰せず第六十九條、十八歳に満たざるものに對しては未遂罪を適用す然れども無期懲役となすことを免れず而して又懲役は同期間の禁錮刑に代ふ刑の加重、勞役場、公民權喪失、住所制限は此場合適用を免れざる行爲にして教育不完全なるに起因し若くは教育方法により改善の見込あるものと思料せられたる場合は自由刑完了後若くは處刑に代へて特に政府の監督する教育を指定す教育の方法及び期間は特定規則による然れども又裁判所は教育院若くは感化院に感置することを得、第七十條、幼年者の自由刑は特に

定められたる監獄、若くは附屬院に於て行ふ此の場合に於ては責任能力者と減弱責任能力者とは全然分離すべし幼年減弱責任能力者の自由刑は政府の監督する教育院、治療院及び看護院に於て行ふ

草案の改正せし點は責任年齢を改め十二歳を高めて十四歳とせしこと、十八歳未満を減弱責任年齢として未遂罪の規定を適用すること已に久しく斯界の問題たる辨識力 *Einsicht* なる觀念を削除せしこと及び教育感化法を普及せしむることに在りとす辨識力なる問題はこれを智力のみを以て説明すべきにあらず道德感情及び意思にも亦關係あるものなり、されば草案は此觀念を削除し單に年齢に基き熟 *Reife* の程度を以て標準とせしは寧ろ至當の見解なりとす奥國草案は此點に關し未熟 *Unreife* の定義を與へ即ち發育減弱 *Zunachstehende out, Wicklung* 及び精神缺陷 *manget Geistiger reife* を明示すれども這は却て裁判官に於て鑑別至難の問題なりと云はざる可らず

教育不完全なる場合は強制教育に委すと云ふにあれども這は適切ならざるか如し恐らくは幼年犯罪人は凡て教育不完全なるべし、されば教育は必然的條件となさざるべからず草案の處刑を主とし教育を條件とせしは誤れるか如し元來處刑を以てしては改善の功果は期待し難し草案によれば幼年犯罪者の處刑は特種監獄にて行ひ且つ十八歳以上と以下とは分離收容すべしと規定すれども而かも尙ほ腐敗性の「パチルス」は尙ほ間壁を透して浸入し其浸染力を逞し到底防禦し能はざるものならん然れども余は必らずしも教育のみを採り刑罰を放棄せよと云ふにあらず苟も法益を保護し幼年犯罪人の矯正目的を達するに於ては如何なる手段も之を辭す可らず殊に刑罰を加へ其汚點が却て後來一生を通じて影響を及ぼし効果を收め得る見込ある場合の如きは殊に然りとす尙ほ草案は幼年犯罪者にして處刑後二年乃至五年品行方正なりし場合は刑罰の汚名を籍簿より削除するの規定を設けたるは最も適切至當の處置なりと同意すべく斯くして幼年犯罪者の救済は終に教育感化の最終目的に到達するものなることを確信するものなり (Pr. asnahmeführung)

統計

明治四十三年六月末日現在在監人員表 (△減)

刑事被告人	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較
	男	女	男	女					
刑事被告人	五、六五五	三二七	五、九八二	六、四〇三	二、一九八	七、一八〇	七、一八〇	△	一九八
受刑者	六、六九四	三、七四一	六、五四三	五、六、二三八	六、五、四九九	九、九〇	九、九〇	△	八、九三六
勞務場留置者	一、三四〇	二〇三	一、五四三	一、二五五	九、九〇	九、九〇	九、九〇	△	五、五三
懲治人	三四二	一二	三五四	四一〇	九、六九	八〇	八〇	△	六、一五
携帶兒	四三	四三	八六	七八	八〇	八〇	八〇	△	八
監獄	六八、三〇八	四、四一	七二、四四九	七二、四五〇	六、四、七六五	八〇	八〇	△	七、六八四
總計	七六六	一八五	九五一	九三四	九、五三	九、五三	九、五三	△	一、七△
留置場	六九、〇七四	四、三二六	七三、四〇〇	七三、三八四	六、五、七一八	一六	一六	△	七、六八二
備考	本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スレハ左ノ如シ								
清國	男女	一	一	二	二	二	二	△	二
韓國	男女	一	一	二	二	二	二	△	二
英吉利	男女	一	一	二	二	二	二	△	二
北美合衆國	男女	一	一	二	二	二	二	△	二

明治四十三年六月末日現在在受刑者罪名表 (△減)

罪名	男		女		計	前月末日現在	前年同月末日現在	前月比較	前年比較	本月中ノ増減
	男	女	男	女						
竊盜	二七、二六	一、三六〇	二八、四八六	二八、四八二	二、八八三	二、八八三	二、八八三	△	二、七	
賭博及ヒ宮殿	三、六六七	一三	三、六八〇	三、六七七	三、七七三	三、七七三	三、七七三	△	九三	
詐欺及ヒ恐嚇	六、〇三五	二五三	六、二八八	六、四三三	四、六六三	四、四三	一、六二五	△	八二九	
横領	七、〇四九	二五〇	七、二九九	七、一四六	四、七七	一、五三	二、五二八	△	六六七	
贓物ニ關ス	二、八〇〇	八九	二、八九九	二、八一〇	一、五二七	七九	一、三六二	△	三六八	
變賣及ヒ隠匿	九〇〇	一三八	一、〇三八	一、〇〇五	八五六	三三	一八二	△	一三五	
通賣及ヒ隠匿	一三一	一	一三二	一三一	一八三	一	一八一	△	二	
文書、有價證券	六〇八	四	六一二	六一二	六七二	九	六一	△	七	
印章偽造	二、一八	五九	二、一八七	二、一六〇	二、〇〇〇	二七	一八七	△	一七三	
偽造及ヒ誣告	五二〇	五	五二五	五四三	五八四	一八	五九	△	二〇	
偽造及ヒ誣告	二〇二	五	二〇七	一七八	一〇九	一九	九八	△	四九	
偽造及ヒ誣告	九一	一	九二	八七	四三	四	四八	△	一五	
偽造及ヒ誣告	三八三	一	三八四	四二一	四二五	三三三	四三	△	三八	
偽造及ヒ誣告	二、六七八	三五	二、七二四	二、七二五	二、五一一	一一	二〇三	△	二六五	
偽造及ヒ誣告	二、九〇六	二九八	三、二〇四	三、二一四	三、一一三	一一〇	九一	△	六一	
偽造及ヒ誣告	八〇	二九八	三七八	三七九	三九七	△	一九	△	一一	

明治四十三年六月末日現在在監人員監獄別表

(△は減)

關	監獄名	刑事被	勞役者	懲	治	人	携帶兒	合	計
關東	東京	一,二五一	九三九	九七二	九七二	九七二	九七二	九三九	二,二三一
	市谷	一	一	一	一	一	一	一	九七二
	橫濱	一四九	一八四五	四七	一八六	二	二	二	二,二二九
關西	大阪	一,一三五	一,一三五	一,一三五	一,一三五	一,一三五	一,一三五	一,一三五	一,一三五
	市谷	一	一	一	一	一	一	一	一
	橫濱	一四九	一八四五	四七	一八六	二	二	二	二,二二九
關北	青森	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四	七四
	山形	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五	八五
	秋田	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五	四五
關南	盛岡	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八	一〇八
	福島	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
	宮城	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
關陸	富山	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九	一九
	金澤	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八
	石川	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
關海	新潟	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二
	長野	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一	七一
	岐阜	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇	七〇
關東	安房	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八	三八
	名古	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
	靜岡	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

區北東	區陸北	區海東	區東
秋山青盛福宮	富金福新	岐膳靜名安	小長甲字水千前
田形彝岡島城	山澤井湯	早所岡	菅野府宮戶葉橋和
四五 四五	二二 一九	六八 一六	二二 二七
八六〇	三二四	七六一	九三九
九八	二五	八七	九九
一〇八	四〇	一〇	一〇
一〇七	三九	九	九
一〇六	三八	八	八
一〇五	三七	七	七
一〇四	二六	六	六
一〇三	二五	五	五
一〇二	二四	四	四
一〇一	二三	三	三
一〇〇	二二	二	二
九十九	二一	一	一
九十八	二〇	〇	〇
九十七	一九	△	△
九十六	一八	△	△
九十五	一七	△	△
九十四	一六	△	△
九十三	一五	△	△
九十二	一四	△	△
九十一	一三	△	△
九〇	一二	△	△
八十九	一一	△	△
八十八	一〇	△	△
八十七	〇九	△	△
八十六	〇八	△	△
八十五	〇七	△	△
八十四	〇六	△	△
八十三	〇五	△	△
八十二	〇四	△	△
八十一	〇三	△	△
八〇	〇二	△	△
七十九	〇一	△	△

救護事業

○出獄人は如何なる場合に

保護を求むるか

原 胤 昭

私の手に来た被保護者の中で約千人を拔出して保護を請ふ原由を調べて見た、即ち出獄人は如何なる困厄ありし爲めに予の許に來りしや勿論明かに困窮事情の全部を物語る事の出来ない人間もあるが予の許に來るや直に取調べた所に依ると、孤獨にして寄邊なきより來た者が百二十四人、親屬故舊の居所不明にて眼前頼る所なきより來た者とか寒中に單衣を着たり暑中に綿入を着ると云ふやうな出獄後着用の衣類なく差當り進退谷つた窮迫状態の者が十三人、親戚の名譽外聞を憚り郷里に歸る事を避けて來た者が三十一人、親族故舊に墮斥されて郷里に歸つて住むことが出来ない爲めに流浪して來た者が百四十七人、一度親族故舊に引

取られたが其後風波を生じて家に同居することが出来ないで飛出した。或は俄に家を追はれた爲めに差當り困つて來た者が四人、それから出獄人の放免される時に前に放免になつた仲間の前科者が歓迎して仲間に入れられるから之に接近するのは困ると云ふので來た者が八人、被害者の復讐を恐れ又は被害地から怨まれて危害を受ける事があるかを恐れて來た者が二人、郷里に歸る事の出来ない事情のあつた者六人、痲疾病弱者で自立する事不能なる即ち救貧事業の範圍に入るべき者が三十九人、出獄後監視執行地のないので一時窮迫せる爲め來た者が五十三人、最も多數なのは出獄人であるがち擯斥されて職業に就く事が出来ないから保護して職業を周旋して呉れと云ふて來た者が二百二十九人である、出獄人自ら自身を危れて多少親戚も寄邊もあるけれども獨立することが六ヶ敷いからどうぞ頼りが得たい友達となつて貰いたいと云ふ即保護主幹者を信頼して來た者が八十六人、今一つ數多かつたのは私が明治三十年に東京出獄人保護所を設立する以前、監獄の教誨といふ

救護事業

事に與かつて居ました、傳導師と云ふ譯でもなく特種の信者と云ふでもありませんが救護の職を奉じて神戸から北海道に參つた、其北海道に居つた時に基督教を信仰する者又他の導きから基督教を信仰する事になつた者が出獄後も其信念を持續して行きたいから教會に紹介して貰いたい又友人として保護を受けたいと云ふので來た者が百五十六人ありました、それから不良なる境遇に入るのを避けしめる爲めに保護して試みてやりたい即ち試験的に保護してと云ふ條件で監獄から送られて來た者が二十二二人、又現に居住する所の境遇が悪いから諭して其場所を轉せしむる必要がある、そこで移轉させるように警察署から廻はされて來た者が三人又監獄で下附された工錢について又は前途の行動に就て注意してやつて呉れと云ふことを依頼されたので私が承諾したそれで來た者が十一人又監獄で行狀が不良であるので特に保護を要するとして條件付で來た者も四人ある、其他行政官衙から依頼されて引取つた者が十七人であり、斯様に保護するに至つた理由は種々に別れて

居りますが大部分は自ら進んで任意に保護を求めに來た者である、私は常に信ずるのは保護を求めに至つた動機は他人の勧誘を受けたり強制されて保護場に入るやうな者は容易に改悛するに至るものでないが自ら進んで惡を悔ひ正業に依つて世に立たんと決心し保護を請ふ者には保護の効果も舉ぐる事が出来ると思ふ被保護者の資格の重なるものはこれである又此れを保護せねばならぬのである、私が世話をしやつた出獄者の中に窃盜、淫賣等の百犯も重ねたと云ふ犯數の多い一人の女は今北海道で人の妻となり眞面目に働いて居りますが此者が私の許に居る頃に又一人の淫賣數十犯の女を保護する事になつたが豫て前の女とは懇意な間柄で双方能く其境遇まで知合つて居る、其數十犯の女が私の許へ來たときに前から居る女は其女に向ひ「○○さん自分で來たのですか、寄越されたのですか、自分で來たのでなければ駄目だよ」と斯云ふ言葉が階段の處で二回繰返して言つた私は之は眞實である間違のない事であると思ふ、自分で進んで來たのなら改心するが、寄越されたの

では駄目だと云ふことで之は被護人の資格として缺くべからざる事だと思ふ、資格に就て云へば未だ種々細い事もあるが今は唯如何なる事情より保護者の許に來るか云ふ事を申上げる序に任意の請求者でなくてはならぬと云ふ事を御参考までに申上げたい過ぎないのであります、左すれば私の方へ來たのは悉く自ら訪ねて來た者かと云へばそふではないので私の手に引受けました者は本が直接任意に來たのと監獄から諭されて來たのと警察署から寄越されたのと三種類あります、私の經營して居る事業は監獄と密接の關係はありますけれども監獄に附屬して居る事業のやうにはなつて居りませぬ、故に監獄から手續されて來る者よりは本人自身が直接に來て保護を求め方が多い、今日では警察署から寄越される者が随分多い、警察署から寄越されるのは出獄後業に就くとが出來ないので彼地此地とウロウロして居る間に巡查に舉動不審として引致されて調べられたが犯罪はない、けれども出獄後數日経ては所持金もない着物もない此儘追拂へば悪事をやるから世話して呉れ

と保護者の處へ寄越されるのであります、本人自身で來るのでも監獄から放免されると直に來ると一旦或業務に就かんと一兩日も奔走した後業を得ずして來るがあり又或業務に就いたが程なく又は數月の後には其業に失敗して遂に保護を求めに來ると云ふのもあるのであります此等の事を委しく申すとなく、盡きませぬ又前話した事を繰返す事になりすすから此邊で措きます。

○福島保護會白河支部の設立

白河分監報

當地方に於ても免因保護の必要を感じ豫て福島免因保護會の支部を白河に設立せんと議ありしが議漸く熟し白河分監長福地安氏及び白河區裁判所の判事片山知檢事安田正美氏を始め郡長警察署長町長並辯護士松原辰太郎同新莊克己白河新報社長船橋英昌氏等發起となりて白河分監の免因を保護する目的にて保護會を設け福島免因保護會白河支部と命名し東西白河、岸瀨、石川四郡の有志及其他篤志者の賛同を需めて經營せんことを計劃し

七月十五日午後一時より白河町なる郡會議事堂に有志者を招き協議會を開き協議の末趣意書を發表し左の規則書を制定し散會せり

福島保護會白河支部規則

第一條 本會は福島保護會白河支部と稱し事務所を白河に置く
 第二條 本會は白河分監放免者を保護し良民に復せしむるを以て目的とす

第三條 本會は東西白河、岩瀨、石川四郡の有志及其他の篤志者を以て會員とす

第四條 本會の費用は會員の會費及其他篤志者の義捐金を以て之に充つ

第五條 會員を左の三種に分つ

- 一 特別會員 一時金五圓以上の會費を納めたるもの
 - 二 正會員 一時金一圓以上の會費を納めたるもの
 - 三 賛助員 一時金五十錢以上の會費を納めたるもの
- 第六條 本會に左の役員を置き任期を滿二ヶ年とし無任す但し場合に依り買費を給することあるべし

支部長一名 評議員十五名 幹事三名 主計一名

第七條 支部長以下の役員は發起人に於て推薦す

第八條 支部長は會務を總理し毎年一回評議員會を開く但し必要を生じたるときは隨時評議員會を開くことあるべし

第九條 毎年十二月事業の經營及金銭の出納を報告すべし但し報告は地方の新聞に依る

第十條 本會の資金及被保護人の所持金は之を郵便貯金又は確實なる銀行に預け入れ保管するものとす
 第十一條 本會被保護人に關する規定は評議員會に於て別に之を定む

雜 錄

○練習所に 實務上の問題と答案

●練習所に於ける 實務上の問題と答案
 雖に監獄官練習所に於ては實務講習の時間を利用して實務上の課題を與へ之に答案を付せしめたるに僅々二時間内に成る答案なれども大に見るべきもの少からず左に其二を逐み掲ぐることにせり

●併科懲罰は同時に之を執行するを可とするや
 又は一の懲罰の執行を了へ引續き他の懲罰を執行するを可とするや理由を付し説明すべし

答案者 統監府 吉 本 鶴 次

懲罰を併科し得る場合に於て數個懲罰を同時に執行するを可とするや又は各別に執行するを可とするやに付て論せんは先づ其大前提として懲罰の實質及懲罰の目的を一言するの必要あり懲罰の實質は懲罰の目的たる在監者の違反行為を縮減せんが爲めに在監者の利益を剝奪するにあり換言すれば懲罰の實質は在監者

に苦痛を與ふるにあるものとす然り而して在監者に苦痛を與へき懲罰の併科は同時に執行するを以て各別に執行するより以上の苦痛を在監者に與ふるの効果あるや否や茲に小前提として考究せざるべからず。而して懲罰は其實質に於て在監者に對する苦痛なりとせば同時執行は各別の執行に比して其の苦痛大なるものと云ふを得へき如しと雖も懲罰の種類によりては必ずしも然りも斷定するを得ざるなり例は減食の懲罰と運動の停止懲罰又は請願作業停止懲罰等の同時執行は之等懲罰の各別執行に比して寧ろ其苦痛を減ずるものと云ふを得へし尙在監者の種類によりても同時執行と各別執行か其苦痛の程度に於て標準を異にするものと云はざるべからず要するに併科懲罰の同時執行か違反者に與ふる苦痛の程度は左の標準によりて差異を認むるを得へし

- 一 懲罰の種類によりて差異あり
- 二 違反者の種類によりて差異あり、違反者は性格、年齢、體質等種々に分類するを得へし

結 論

前述したる如く懲罰の實質が違反者に對する苦痛にして懲罰の目的が違反行為の軽減ありと而して其同時執行か必ずしも其懲罰の數に比例したる苦痛を違反者に與ふる能はざる場合ありとせば本間も亦自ら左の斷定に到達せざるを得ざるなり

一 同時執行の可なる場合
併科懲罰が同時執行に依りて比例的苦痛を違反者に與ふる效果ある場合に於て被罰者の衛生状態に差支なき限りは同時執行を以て可なりと云はざるべからず何となれば懲罰は其目的

個人的關係により同時に執行せる場合あるへきは勿論なりとす

- 二 輕屏禁と文書、圖書閱讀の禁止は同時に執行するを可なりとす

文書圖書の閱讀は一面之によりて徳性を涵養し感化教育の手段となすにありと雖又一面には之により多少慰安を與へるものたるを以て同時に之を執行し以て沈思熟考其非行を悔悟するの機を與ふるを可なりと信す

- 三 減食と運動の停止は同時に執行するを可なりとす
- 運動は保健上最必要なるものなりと雖其食糧を減せられ空腹なるに方り更に運動をなさしめらるゝあらば之れ懲罰を重ねらるゝものに等し又常理に於ても然る可らざるものと認む故に同時に運動を停止するを可とす之れ懲罰を加へて反て痛苦を減せりと云ふか如き奇觀を呈すと雖常理上當然の事と信す

一般的に同時に執行すべからざるものを擧ぐれば

- 一 輕屏禁と減食は同時に執行すべきものにあらず
- 減食と輕屏禁は其性質を異にし且減食は就業せしむるものなるも輕屏禁は就業せしめざる事を得るものなり且之を同時に執行するときは屏禁の期間を徒らに短縮せしむるか如き觀あり故に同時に執行するを不可なりとす

右は一般的に既を述べたるものなるも尙各個人關係によりては多様なるべく叱責の如き輕懲るときは他の懲罰と併科する必要なく寛遇の停止せられたるものは場合により文書圖書の閱讀又

を達せられ同時に監獄經濟及事務の上にて種々の便宜あるを以てなり而して如何なる懲罰が同時執行に於て比例的効果なるや否は時と場合に依り當該官に於て認定するの外なし、次に同時に執行するも各別に執行するも違反者に與ふる苦痛の程度に何等影響なき場合あり例へば作業賞與金の減削と減食の如し之等の場合に於ては何れに依るも可なるべしと雖も監獄經濟上及事務關係上より寧ろ同時執行を可とすへし

答 案 者 福 島 野 村 要 太 郎

懲罰の種類違反者の種類監獄經濟上及事務と監獄衛生上等によりて同時執行を不可なりとする場合に於て各別に執行するを可とするは上來論述したる所によりて自ら明瞭なるべしと信するを以て茲に贅言の要なるべし

在監者の懲罰は其犯行の事實、情狀、體質及其他各個人的關係により其方法を異にす從て其併科するに方りても亦同時に執行するを可とするもの又一の懲罰執行後に於て他の懲罰を引續き執行するものあるべく一概に論定するを得ずと雖一般的に其同時に執行するを可とするものを擧ぐれば

- 一 重屏禁と減食は之を同時に執行するを可なりとす

重屏禁は懲罰中尤重く從て犯狀又尤重きものに就き執行すへき懲罰なれとも單に罰室を暗くして其中に收容するを以て起臥自由にして(作業を課せざ)官吏の視察又充分ならす其苦痛の度從て想像する如く重からず故にかゝる場合には併科するに方りても同時に執行するを以て尤も効果あるものとす但

は運動の停止等を併科し同時に執行する時は益其効あるべく要は其懲罰の執行により改悛勵善の目的を達するにあるを以て犯狀及個人的關係を省察し適當の措置を取るを要す

○ 作業を第二課に分掌せしむる場合に於ける事務上の利便如何

答 案 者 千 葉 秋 元 源 治 郎

元來監獄に作業を設備し之を執行して行刑の一大要素と爲したる所以のものは刑執行の目的たる一般社會の威嚇及本人に對する威嚇改善の効を奏する上に於て最も緊要なることを認めたる爲めなるを以て監獄作業には少くも國家の期待せる三四の目的あるべし其第一は之れを以て本人に苦痛を與ふるることなく元來人の品位には千種万態とも稱すべき高下の階級ありて品位の高尙なるもの程作業は人の勵績すべき天職なりその自覺を有して之れに奮勵するを愉快とするものなれとも之れに反し品位劣等なる者程勞働(精神を勞するも身体を勞するもあり)の神聖にして人は之れを以て終生社會國家に貢獻すべきものなることを解せず否察る之れを懈怠するの情性を有し或は一身一家の事情に余議なくせられて之れに勵從する者多きを占むるは社會の實況なり而して犯罪者の大多數は因より品位の下劣なるものなるを以て喜んで作業に奮勵する者絶無なるは吾人の目瞞する所なり故に強制的に作業を科し一定時間必ず之れに奮勵せしむるは所謂吾人の通弊を利用して刑罰執行方法を爲したるものとして一般豫防、特別豫防の目的を達する上に於て極めて適切なるものなり其第二は之れが施行に依つ

て本人を改善に導くことを得べし吾人の實験に依れば犯罪者の通
 有性にも認むべきに尊ぶべき智識の運鈍なること及永年月間一定
 の業務に精勵刻苦するの忍耐心なく動もすれば其業務を轉換する
 こと等にして之れを矯正するに付ては強制作業を彼等に科するは
 最も適當の措置なりと信す又其第三は目下國務多端の際なるに係
 はず監獄費が平々多巨額に上りつゝあるを以て可成収入を増
 加して經費を補填せざるべからず又本人に對しても出監後に於け
 る多少生業に従ふ上に於ての資本金を得せしめざるべからず此目
 的を達する上に於て監獄に強制作業の施設あるは寔に至當の經營
 と稱すへきものなり要するに監獄作業なるものは一は道德關係一
 は經濟關係一は刑罰關係等の立脚地より少くとも觀察立論すべ
 きものなりと信す

以上甚だ簡單なる叙述なりと雖も之れを本則に對する前提とし
 て作業を二課に分掌せしむる場合の事務上の利便を論せんに第二
 課は主として監獄に於ける直接戒護間接戒護を分掌するものにし
 て實間は彼等を工場に出没せしめて戒護の任に當りつゝあるもの
 ならば前述の第一目的たる作業課程を勵行する上に於て頗る便宜
 多し之れに反し第三課作業係員は多くは事務所に在りて彼等に直
 接する機會少きが爲め彼等に課程を奮勵して監獄作業の期待する
 苦痛を十分に嘗めしむること能はざるの憾なきを保せず既に第一
 目的を達する點に於て第二課に作業を分掌せしむるを可なりと肯
 定せば第二の目的たる彼等をして規律的に作業を奮勵せしめて以
 て其性を矯治し元來人は改々として作業に勵精すへきものなりと
 の眞智を自覺し且一度作業に就役したる上は容易に其業務を轉換

必す彼等を嚴格なる規律の下に秩序ある作業を營なましむるを以
 て其重なるものなりとす之れを換言すれば監獄の犯罪者を以て良
 化せしむる方法は規律の勵行と作業の奮勵とありと云ひて敢て
 過言にはあらざるなり

然るに此二大方法を行ふに前者は之れを第二課に後者は第三課
 に分せしめ相互引俵て其目的を到達せんとするは目下の狀況なり
 と云ふべし

然れば今第三課所屬の作業をして第二課の分掌ならしめんには
 其利便たるや明にして然も小監獄に於ては却て第三課所屬よりも
 其効大ならんか今之れを述へんとす

抑も監獄の犯罪人を收容して作業を科せしむるは前述の如く彼
 等は殆んど止業を爲すに惰性に於て徒食の徒多く唯安逸を事とす
 習慣遂に犯罪を爲すの素因となりたるものなれば之が改化を欲
 せんには第一に此惡習慣を打破すべく引ては各個に自活の精神を
 涵養せんか爲に秩序ある作業を科すべしとのなりとす

然るに第二課の犯罪人或護事務たるや規律を經とし秩序を繕と
 し嚴正彼等を戒護監督し一面には逃走念慮を阻害し他面には規律
 秩序を以て彼等を感化の域に進ましむ

依是觀之作業を科する目的と戒護監督の目的とは相一致提携す
 るものなれば第一作業の奮勵は體て第二課の規律の勵行と一致し
 第二作業の眞否は執着心忘惰心の有否を決する資料となり第三作
 業の勉否は體て行狀の眞否を鑑識する據憑となり第四作業技能の
 優劣及其種目の撰定は監房、工場の配置の理由となる等其利便や
 實に多大なりと云ふべし

すべきものに非ざることを了解し寧ろ作業には人の道德的權利な
 ることを覺らしむることを庶幾することを得べきを以て其點に付
 ても第二課に作業を分掌せしむるを可なりと認む獨り第三目的たる
 監獄經濟の發達を斗る上に於て元來第二課は計算を任務とせざる
 是迄の歴史を有するを以て作業施設興廢及其整理併に官同業に
 於て其藥品の購入貯蔵は假令作業を二課に屬せしむるも其事務の
 みは三課に屬せしむるものとせば第二課と此用度間の關係果して
 從來に比して可否如何猶々疑ふべきものあり此等の觀察點より研
 究するときは作業を第二課に屬せしむるは甚だ不便なりと認む

上述の如く便利は二ありて不便は一のみ特に行刑期の大體第二
 課の主宰事務たりし戒護檢束上敢て妨けあるを見ざるものと信す
 るを以て次第に此の方針を以て着々其不完全不整備なる點に向つ
 て改良を加へたらんには從前の分掌たる第三課に作業を分掌せし
 むるよりも結局其効果の多大なるべきを信して疑はざるものな
 り

以上小生の愚見にして此問題に對しては尙は論説すへき事少か
 らされども時間乏しきを以て茲に其大體論の概要のみを述ぶるに
 止めたり

答案者 岡山 景山 榮志

作業を第二課に分掌せしむる場合に於ける事務上の利便如何犯
 罪人として監獄に收禁せらるる者は道義的觀念乏しく社會共同生
 活に危害を加ふる如き念慮あるもの所謂非社會心意あるものなれ
 ば之等を教化遷善せしめ之等をして眞民生活に復歸せしむるには
 戒護監督と作業奮勵等に於て密接なる關係ありと云ふは其利便
 の存する所なりとす

○東京附 近監獄 教務所長の協議事項

前號に報道したる小菅監獄開催(東京附近監獄
 教務所長協議會に於て協議したる事項左の如し

- 一、受刑者看讀用書籍事務の統一を期する爲め之を取扱を一定す
 ること
- 二、感化の成績を表示する方法如何
- 決 議 購入は隔月一回とし二部以内とす但し月刊雜誌は制
 限外とす
- 官本、私本とも監房下付は毎月一回とす但し月刊雜誌は制限
 外とす
- 外とす
- 決 議 最肝要の問題なれども之を表示する方法に至りては
 至難の業に思し先づ表式に依るの外なかるべし而して其成績
 表は各監獄に於て其監獄の釋放者に付き五年間に涉りて調査
 することに定め再犯に陥りたるものと否との區別を立て之を
 表示することに(表の様式は小菅監獄に於て定め尙此際全國の
 監獄へ東京外六監獄より釋放したる者入監の場合に於ては直
 に其監獄に通知方の件に付照會を發すること)

三、教誨師は受刑者と親屬との接見に立會ふ必要を認め如何
 決 議 全部立會を必要とす

四、新受刑者に對し左の統計を編成し各監比較照合して如何
 (イ)職業と犯罪(ロ)教育と犯罪(ハ)生育と犯罪
 決 議 司法省編纂の統計表と重複ならざる範圍に於て右三
 種の外別に有益なる統計を作り參考に資すること(表の様式
 案は東鳴監獄に於て調成すること)

五、十八歳以上の受刑者にして教育の必要ありと認めむるには如何
 なる標準に據るべきか
 決 議 標準として一定し難きも年齢は十八歳以上四十歳迄
 の者に對しては教育の必要ありと認め向二十歳前後の者に對
 し必要なるものには補習科を設くるを可とす

六、教誨師より在監人の依頼及必要上よりして其親屬等に對し發
 信せる範圍の標準を定めべきこと
 決 議 一定し難し但し成るべく個人關係を調査し其必要と
 認めたる者に對しては之に應ずるの方針を執ること

七、看守長犯則者取調の際に教誨師に立會ひ其情狀を聞取りて視
 察表に記載すること
 決 議 教誨師の立會は其必要を認めず但し視察表に意見を
 記載するにば千編一律に流れざるを要す

八、監獄の教育を有効ならしむるには文部省制定の教科書に依る
 を可とするか若くは特に教科書編纂の必要なきや
 決 議 十八歳未満の者に對しては其必要を認めず十八歳以
 上の者に對しては之が特別の編纂を希望す

同舍事項

十、假出獄者行狀報告を所轄警察署より送付するに往々期日を違
 延し其しきは一年以上を経過することあり各監獄の模様如何
 各監獄とも此弊害あり

十一、監房配置上性格等の按排は各監獄如何に取扱はれつゝある
 や若し教務所に於て主管するに如何なる方法に依りて處
 理しつゝあるや
 各監獄とも全然第二課の主管とし特別の事情ある場合に限り
 教誨師の意見を以て處理すること

十二、監獄法に依る時表、旅費給與、制限又は範圍に付き各監獄
 の模様如何
 各監獄とも大同小異にして要ば成るべく監獄經濟を圖り多額
 の費用を要せざる範圍に於て給與す

○在監者の見たる監獄の取扱

左に掲ぐるは四十餘日刑事被告として獄窓に呻
 吟せし某の或監獄當局者に寄せたる一節なり參
 考にもならんかご摘録することせり

●典獄の巡視 一週間に一度位は典獄の御巡視あり
 マルデ御大名の御通行の如し豫て受持看守より
 典獄殿の御巡視の節に於ける敬禮法を教へられ聽
 て靜肅に端坐せよとの御命令あり暫くして典獄殿
 は徐々ど吾々を睥睨しつゝ巡視せらるゝ有様之れ

九、教誨師原簿記入事項は各監獄教誨師の意見を異にし統一を欠
 くの據あり右は如何なる記載方を以て適當と認めむるや
 決 議 入監簿 受刑者として入監したる月日記載す
 罪名犯數欄 犯は初及累に別ち、入は入監の度數を以てす
 出監欄 釋放の外死亡逃走等を含む
 刑狀概略欄 判決書に依るま本因の申立に依るまは各監獄の
 意見に依る

生育關係欄 生育は刑法に於て定めたる責任能力の年齢迄を
 詳記すること
 財産欄 本人若くは父兄の財産額及月々の収入額等詳細に記
 載すること

教育欄 凡て左の如く定むること

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 初 步 | 普 通 | 中 等 |
| 上、尋小三、四、上、高小一、二 | 上、中學四、五 | |
| 中、尋小二、三 | 中、尋小六、高小一 | 中、中學三、四 |
| 下、尋小一 | 下、尋小五、六 | 下、中學一、二、三 |

高等中學以上の程度
 全無ば一丁字なき者

特巧欄 職業上の技能も記載すること
 嗜好欄 飲酒も記載すること

父母其他の存亡欄 存亡には本因の何幾のとき死亡したるや
 も記載すること

歸住地欄 入監時に豫定の歸住地を記載し釋放の際尙確定の
 住所を記載すること

にては部下實際の取扱振は御存知なきは當然なり
 典獄の巡視には號令を用ひて敬禮せしむるか如きは
 虚禮に失す而して其状態を見て満足せはこれ亦
 迂の極なり

●領置書類の下付 豫審判事が最終の審問の際本
 日聴取以外に利益の證據あれば提出し得るのみな
 らず尙供述することあれば詳細書面に認め差出す
 べしとの事ありしに依り歸監後其旨を受持擔當看
 守に話し領置品中に利益の證據品として差出した
 きものあれば其下付を請ひ併せて書類認め方を願
 ひたるに通信定日以外は一切許されず又定日の執
 筆時間は約十五分間に認めざるべからず自分は懇
 請して三四十分を與へられたり之にては込入りた
 る供述書等は到底一二回にては作成するを得ず加
 之僅か一片の領置書類の下付が容易に運はれず漸
 く十一日目に下渡され十三日に供述書と共に判事
 に提出せり如此緩慢なる取扱は一般在監者の苦痛
 とする所なり

●看守の横柄 裁判所に出廷したるに晝食時刻に
 至り看守は食物や飲料を配與するに「オイ湯を遣

るから食器を出せ」と自分は食器を手に持ち之を
受けんとしたるに「コラ下に置き」と食器を土間
に置かしむ恰も犬猫を取扱ふと同様に心得居るに
あらずや

●獄醫の不親切 監獄醫の診察の爲め巡視するや
看守と等しく先づ大聲行狀を叱責し肝心の診察は
粗畧千萬にて「診察を願ふた者は誰じや」在監者が
若し姓名を名乗ればソレコソ大變勿ち怒聲「馬鹿
ジ番號を云ふのじや……どこが悪るいか」昨夜よ
り少々熱が……「ナニ熱がドーシタ舌を出せ」ハ
イ胸が痛みまして「ナニ胸を開けツ」ハイヤヤ
とおど／＼する「ウンヨシタ々」と早既に立去れり
而かも此問答は五寸角の監房の内と外にて起りし
事實なり之れ豈滑稽ならずや昔し糸脈の話は残り
居るも如此亂暴極る診察法ありや醫師は仁術など
去れど吾等は未だ亡者ならざるに……又入監の際
醫師の身體検査あり其權幕の甚しかりしには荒唐
を抜かれたり「コラ着物を脱げ」貴様名前は何と
云ふ……病氣はないか」ヒエをかいいた事はない

られに行くのか分らぬなり
以上は所感の一部に過ぎず斯の如きは監獄の進
歩と稱するを得べきか何故に如上の事實を生ずる
やに就き考究するに、一獄吏が社會の事情に迂な
る事、一獄吏(主として看守)の智識を啓發するの
機關に乏しき事、一既決受刑者の戒護官吏と未決
被告人を容るゝ拘置監勤務者を共通とする事は其
重なる原因なるにあらざるか

○監獄に忍込む

(職業用器具を盗む)

松江監獄拘禁中の窃盜犯重禁錮三年妹尾柳三郎
(二十八歳)は出獄後の職業に必要な諸道具を調
達せんとするも資金乏しく意のまゝにならざるよ
り獄用の器具を盗み出さんと仲間囚徒吉田梅之
助(三十六歳)清水榮次郎(三十一歳)の兩名を語ら
ひ其幫助を得て出獄したる當夜獄内に忍入り遂に
盜取したりと云自活の心懸は嘉すべきも行爲は咎
めざるべからず彼等は各五年の懲役に處せられた
り左に判決文の一節を掲ぐ
被告柳三郎は並に窃盜罪に依り重禁錮三年に處せられ松江監獄

か「ソツチ……向け此處に上れ」話しするな」

●被告人と受刑者の接近 拘置監の區劃内に受刑
者を入れるは不可なり、被告人と受刑者は私語
するの機會は毫も之を與へざるを要す彼の炊夫掃
除夫理髮夫の徒は一日一回必ず役務の爲めに拘置
監構内に來れり彼等の多くは有賞表者にして幾分
行狀の善良なるものならん然れども在監中は社會
の事情を聞知せんとするは彼等の人情なり又機會
あらは社會と通信せんと欲するものなり此等の徒
を接近せしむるは種々の點に於て危険なり又稀に
は共犯者との通謀を媒介する事なきにあらざるな
り

●代書の不得要領 由來無教育者の代書は六ヶ敷
ものなり聞取るに當り要領を得難きとあり然れと
も平靜に能く其言ふ所を咀嚼せば要點を捕捉し得
へく從て事理明白なり頭から「貴様の云ふ事は譯
が分らぬ……簡單に云へ」と怒鳴り付られては一
方無教育の悲しさ所謂咳き込みて一層不得要領に
終る、通信擔當者は宜しく親切に諄々と取扱はざ
るべからざるに其現狀は代筆を請ひに行くのか此
に於て其刑の執行を受け明治四十三年七月十七日は刑期満了の
日なるより出獄後木工職を以て生計を営まんことを欲し資金乏
しくして營業に要する諸道具の購入を爲すに困難なるより遂に
悪意を生し監獄警備に係る右等の物品を窃取せんことを企て
明治四十三年七月上旬迄の間日時不詳獄内に於て作業に従事中
看守者の隙を窺ひ凡そ木工職に必要な諸器具鉋六挺外三十餘
點及道具箱として組立て得へき木材一組を自身又被告梅之助
榮次郎に依頼して豫め同監獄外西北隅なる死刑場建造物内に運
び隠匿し置き出獄の當日即ち前同月十七日夜同所木棚を踰越し
て忍入り前記物件を窃取したるものなり
被告梅之助榮次郎は共に松江監獄に於ける重禁錮五年囚にして
服役中前柳三郎が窃盜を爲す情を知りながら同人の依頼を受け
前項の日時に於て梅之助は其窃取品の大部分榮次郎は道具箱と
爲すへき木材一組を前項の如く死刑場内に運出し以て柳三郎の
窃盜行爲を幫助したるものなり

○千葉監獄に落雷

本月一日千葉地方にては雷鳴甚しかりしが午後
四時四十分の交千葉監獄の第一中央看守所とせる
建物に落雷し居合せし看守並囚徒の隻手に感電せ
しも兩名とも負傷に至らず其他には屋根棟の銅板
の一部を剝脱し監房の通信機用なる電線の一部を
切斷燒失し電燈線の一部に故障を生じたり爲めに

一時は點燈に差間へしも直に修理したりと

○腸室扶斯の豫防に就て

曩頃長野監獄の隣接地たる師範學校内に腸室扶斯患者發生し漸次波及し多數に上りたるより長野監獄にては斯くと知るや疾く豫防方法を講し幸に事なきを得たる由なるが其當時同監獄にては署員の參考として左の該病豫防法大要なるものを配付したりと

腸室扶斯豫防法大要

凡て傳染病は如何なる種類を問はず正病を起す處の病原物は肉眼を以て見るこの出来ない下等の小有機体即ち細菌又は原虫に依て起るのである今爰に述ぶる處に腸室扶斯も亦同じく細菌に傳染性熱病にして古來より早く我國に發生し各所に或は流行し或は散在性となりて四時絶ゆることなく吾人同胞を侵しつゝ來りて現時に至るも尙ほ消滅しないのである

故に平時日本で流行して居る傳染病を一年中通算して見ると其中で此腸室扶斯が一番多數を占て居る加之他の傳染病(コレラ赤痢、ペスト)は大抵流行の季節が定つて居るか腸室扶斯は季節によりて多少の消長増減はありても殆んど四時流行の絶ゆると云ふことはいない其他腸室扶斯の症候は他の傳染病の如くに一般素人の注意を惹くこと甚だ多からざるが故に自然用心を怠

るようになる斯の如く此病は多數であるにも拘はらず人の注意を惹くことが少いから前に言ふ如く統計上多數なのである

傳染病の中でも麻疹、ちふす、猩紅熱の如き其病原物の不明なる傳染病は如何に注意して之を防ぐことに務むるも困難であるか腸室扶斯とか「コレラ」とか云ふ既に其病原物の明確に知れ居り加ふるに其病原物の人体内に侵入する事も能く研究せられて居るものは各人自己の注意によつて能く之を豫防することが出来るのである然るに之を等閑に附し去るの結果自他に對し危害を興ふるの虞ありて殊更に身を官衛に奉ずるものは何人たりとも其豫防に注意し自他に對し危害を興へざるようにしなければならぬ義務があるものである

腸室扶斯は西曆一千八百八十年傳染病學の泰斗たる「エーベルト」及「コッホ」兩氏によりて始めて發見せられた腸室扶斯菌が原因と爲て起るのである此腸室扶斯菌は前に述べた通り吾人の肉眼を以て見るべからざるものであるか之がある機會に依て人身体内に這入れば先づ小腸(殊に小腸の終りの回腸外表より云へば腸の右の下)と云ふ處に往つて其小腸の粘膜の孤腺及聚腺と云ふ淋器を侵し此處に炎症を起さしめ以て手などの皮膚に傷をしたまきのように其部分に結核を生じ其結核の割かれたものが潰瘍になるのである

元來腸室と云ふものは非常に薄きものである處へ潰瘍が出来るのであるから若し少しの障礙があれば破れんとする程に其部分か薄くなる腸室扶斯菌は當に此部分に蓄積するだけではない腸から淋器を傳つて腸間膜、脾臟其他へも蔓延するものであ

る而して此腸室扶斯菌は其菌體中に一種の毒素を持つて居つて其體より分泌する其分泌せられた毒素が吾人身体に吸收せらるゝと云ふと其毒素の毒に中りて熱及其他種々雑多の症候を起し或は心臓が侵されて心臓麻痺と云ふ恐るべき症状を呈し或は此毒素の中毒のみならず又病變によつて薄くなつて居る腸が破れるとか或は腸出血があるとかして救ふべからざる腹膜炎を併發して死亡するのである然れども警より説示せられたる攝生法を堅く守るべきは斯の如き不幸の轉歸を招かず天然の機能に依つて治癒するものである故に腸室扶斯にて死亡するものは百人中僅かに屈指するに過ぎず即百人中四五人なのである斯の如き次第であるから先づ第一に起るべき問題は腸室扶斯菌は如何にして吾人の身體内に侵入し腸に達し蓄積して危害を興ふるのであるか云ふにあり此重要な問題さへ明かに解決せらるれば從て如何にして腸室扶斯を豫防することが出来るか云ふことも自然明かになるわけである故に今左に之を單簡に述べんとす

腸室扶斯菌の根據地は腸室扶斯患者自己であつて既に述べた通り腸室扶斯菌は人體の腸内にあつて蓄積するものであるから腸室扶斯患者の糞便中には無数の腸室扶斯菌が含まれて居る加之又患者の尿中にも多數の腸室扶斯菌が存在して居る故に此糞便又は尿か誤て他の人の口腔を経て胃中に至りて之れより腸に降り腸中に入れば忽ち其部分を擱んで自己の住み場と定め此處に始めて發育繁殖し以て腸室扶斯病を起すのである併し糞便又は尿が直接人體内に這入ると云ふは實際上少いことであつて多くの場合各種々の道を経て傳染を來すものである

之を要するに腸室扶斯菌の人體内へ侵入する所謂侵入門戸は口腔であるから從つて其主なる媒介物は飲食物であること云ふことがわかる而して其飲食物中第一に指を屬すべしのは水である腸室扶斯菌は久し間水中に生存し得ると云ふことは多數の傳染病學者や細菌學者に依つて證明せられて居るか其水の中に最も注意せんばあるべからざるものは井戸水である此の井戸水中に腸室扶斯菌の混入するは其場合種々雑般である例之は井戸水と廁とが接近して居つて其廁の構造が極めて不完全で糞尿受器其ものか木製若くは「サヤキ」であつて且つ此井戸と廁との間の性質が粗雑である場合に若し其廁へ腸室扶斯患者か大小便をするときは糞尿中に存在する無数の腸室扶斯菌は糞より漏れ出て地中に滲入し之よりいつかなしに井戸水中に移行し這入るのである斯の如き井戸水を吾人同胞は知らず識らず飲料に供し腸室扶斯に罹りし例は隨分澤山ある先平富長野市に流行傳染し猖獗を極めたる處の腸室扶斯の原因も井戸水に基因したるものゝ如し又之れに反し井戸水か上の方から汚される場合もある例之は石を以て積みた井戸筒たとか或は木製の井戸筒の朽ちて居る場合などに井戸側で腸室扶斯患者の糞尿に汚染したる衣服下着などを洗ふと云ふようなことをすれば腸室扶斯菌が汚水に混して井戸中に流れ込むことある

先年東京市田區某町に一時に多數の腸室扶斯患者を發生したるとき宮本醫學博士が其患者の發生を調査したるに悉く皆同し井戸水を汲んで使用し居ることか判明せられ夫れより尙進んで其傳染の原因を詳細に探査せしに最初腸室扶斯患者のありし家の

下女か之に糞其下女か痛苦忍んで其土圍にて自己の汚物を洗濯したと云ふことを発見せしを以て直ちに消毒上の必要から井戸浚を爲し、に其井戸より襪襪布片が現れ出た事かあつたと云ふことである又先年東京市京橋區築地及一昨年同市神田區某町に腸室扶斯の流行するに當て其發生及傳染に就き中濱宮本の兩博士調査せしに又同じく井水に基因せし云ふことである依之是を見るに井戸水其もか室扶斯病菌を媒介し吾人同胞をして病床に呻吟する悲惨の境遇に陥らしむるものなることは明瞭なる事實なりとす

次に注意すべきは河水である若し河上にあつて腸室扶斯患者の大小便を河中に棄るとか或は汚物を洗濯するとか云ふようなことがあれば其下流に住して其水を使用して居るものは最も危険である昔からの諺に河の水は三尺流れば自ら清くなる云ふか衛生學進歩の今日より觀察するときは此俚言は全く根據のないものである獨乙國の「リウネブルグ」にては河畔で腸室扶斯患者を生じた家から二十「キロメートル」も（一キロメートル九町十間）下流て更に腸室扶斯患者が出來たと云ふ事實が證明せられてある又た「ハンブルグ」の腸室扶斯患者の消長を見ても充分に河水の恐るべきを證明して居るのである又松本學士の調査に依れば明治三十六年より三十七年の春に亘りて彼の埼玉縣下利根川支流の沿岸に流行した腸室扶斯なとも河水に依て發生傳染したることを證明せられて居る

以上の如く腸室扶斯菌即腸室扶斯病を起す處の本源たる病毒其もか患者の糞尿及其他の物に依て水中に混し其飲用に依て入乳の搾取桶又は牛乳壺なことを腸室扶斯菌の混したる水を以て洗ひ其中に牛乳を入れたならば一二の腸室扶斯菌も忽ち好培地を得て盛に其中で發生繁殖するのである其他牛乳屋の家人に腸室扶斯患者があつて夫れを「隠して居るもの汚れた手で牛乳を搾るとき或は乳の容器を取扱たとか云ふ場合も矢張り之と同轍である斯くの如き牛乳を知らず飲用すれば忽ち悲惨なる境遇に陥り之より傳染したる實例決して少くないのである故に牛乳も飲用前必ず煮沸しなければならぬ譯である上來述するに腸室扶斯の傳染する徑路であるか爰に一言附記して置かざるへからざる事ば腸室扶斯菌が水などの媒介に依て人體内に這入りて必しも常に病を起すのではないと云ふ一據である此事實か妻人一般をして油斷をさせ間違た考を起さしむる一大原因である成程此事實はないのては之は學者の研究に由る理窟のあることである其はその人の消化器關の頗る健全にして毫も弱點のなかつた時だとか或は天然の免疫力を有して居るに基因するのである斯の如き身體の細き状況や、疫菌の有無などは素人自身に知れるものではないから何人も學者の説に従て充分に飲食物其ものは煮沸して之か豫防に務むるは必要である

○傳染病者發生

東京監獄に拘禁せる女被告人一名は客月十七日夜より微に咽喉に異常を感じ續て發熱漸次其度を増進したるより診察を請ひしが診察の結果咽頭兩側扁桃腺赤腫し灰白光輝ある滑澤の膜を以て掩覆

身體内に這入ると云ふことは明瞭なる事實であるから水は一の媒介物として充分に注意を拂はなければならぬ譯である然らば如何にして之れを豫防するかと云ふにこぼれ多言を要するに及ばず最も安心なるは煮沸を爲さるる水は斷して使用せぬと云ふ一事である獨り腸室扶斯菌のみならず他の傳染病にも煮沸すれば死滅して其生活を失し暴疫を逞みずることか出來ないのである殊に同じ開口水を使用する隣家に腸室扶斯患者が發生したならば其井水は如何なる場合と雖も決して生水其儘で使用してはならぬ必ずや煮沸したる後ら飲用すべし若し己れの家に腸室扶斯患者が發したならば直に近隣に報告し井水使用などのことに就き協議するに處世上社會に對する一の義務であるから忘れてはならぬ

又水か腸室扶斯菌の媒介になることかある腸室扶斯菌は水の如き寒冷皮膚を裂くか如き冷たさのい中で生生存し得ぬものな故に水は危険のないものと考へて居る人か随分多數であるか夫れは甚しき誤謬である腸室扶斯菌は寒冷に對しては強い抵抗力を持つて居る或る傳染病學者と細菌學者との試験に依れば腸室扶斯菌は二ヶ月間も水の中に生存して居ることを證明したのである故に若し腸室扶斯菌の糞便等に汚染せられた池などの水は之を飲用したれば其危険なることは水を飲用したると同なる關係を起すのである故に水は安りに飲用出來ないものである

其他實際上必要なる牛乳の飲用に依り起る腸室扶斯菌の傳染である牛乳は腸室扶斯菌其他の細菌の好培地にして其中にあつて病菌は久しく生存するのみならず盛に蕃殖するのである例之は牛はれて剝離せず呼吸に臭氣あるを發見し顯微鏡検査を行ひデブテリ桿菌あるを知りたり依つて直に隔離消毒を爲し尙血清注射を行ひ同房者八名に對しては健康診斷を行ひ室の内外常置の雜具は石炭酸水を以て消毒し本人の衣類は蒸氣消毒を爲し豫防消毒に怠りなし、醫師の意見としては本人は多分入監前既に感染し在りたるが潜伏期間内に入監したるものならんと

○東京附近の水害

本月八九日頃より連日の降雨に東京附近の諸川は著しく増水し氾濫したる洪水は堤塘を決潰し家屋を流失し人畜の死傷も少からざる由にて古老も未曾有の洪水なりと物語れる程なるが東京にては本所深川淺草及千住方面の浸水甚しく被害民の中には難を避けて貨車内に引籠れるあり屋上に炊爨せるあり流失、溺死、行衛不明等數多からんも未だ調査届かず救護を請ひ飢餓を訴ふるも水勢激しきに加ふるに舟筏に乏しく救護に従事する者は奔走に疲るゝ有様にて充分に救護する事を得ず遂に

十三日頃より軍隊の出動あり浸水の防禦、人命の救済、食料品の給與等大に抄取りたるも其間の慘狀は筆紙に盡し難し、水難地に屬せる小菅監獄にては典獄以下死力を盡して防禦せしが終に構外堤防の一部決潰し濁流滔々監内に浸入し十二三日頃には愈増水せしより職員一同安き心もなかりしかど幸に監房は床上に浸水せざりしに依り起臥に差支なく又炊場の一部に水害を及ざりしより飲料水に事欠くことなく炊事をも辨ずる事を得たるは不幸中の幸なりき工場其他に浸入したる水層は深きは胸部に及び淺きも腰部を浸すに至れり右につき監獄局長は實地踏査として出張せられしが損害は意外に少しと云ふ、茨城栃木千葉埼玉山梨神奈川静岡等各縣も増水し監獄にも多少の被害ありし趣なるが郵便物不着の爲め詳細の狀況を知るに由なきも茨城地方殊に土浦分監は浸入の爲め被害少からず栃木の栃木分監静岡縣の沼津分監等亦多少の損害を免れざりしと

○教誨師の渡米

(萬國監獄會議列席の爲り)

本年米國に開かるべき萬國監獄會議に列席の爲め東西兩本願寺より監獄教誨師を派遣する事となり東本願寺派にては巢鴨監獄教誨師武田慧宏氏西本願寺派にては大坂監獄教誨師高安博道氏を選定したるが兩氏とも本月末渡米の途に就く筈なりと云ふ

○眞木事務官の消息 (二)

●小山局長宛の書柬

謹啓益御清康奉拜賀候陳は生義ムンスンの爲め延着となり一昨朝マルセルに安着致し直に上陸市街を見物致し午後七時過發の汽車にて倫敦まで直行致し昨十五日午後五時過倫敦に安着仕候何分田舎漢の東京見物よりは尙不案内極る飛出しなれば不自由勝に候倫敦にては停車場へ知人の參り居り吳候間別に失策もなく無事旅館に投ずることを得て一息致候今後は愈々戰場へ臨む次第なれば作戦計劃を要するもなか／＼覺えなく候一兩日内に大使館に到り萬事打合且依頼可致積に御座候只一事の都合は日常の事丈は親屬の在るを以て用便

し得る義に御座候、倫敦の活氣は聞きしに勝る様相覺候、當地は朝夕は寧ろ寒さを感ずる程にて夏の様には無之候冬服の薄きものを着して丁度よき程に御座候委細は後便先は眞の着報迄如此得貴意度存候早々拜具

七月十六日

於倫敦

喬

●監獄局員宛の書柬

拜啓各位益御清康奉賀候陳は生義海陸無恙昨夕當地に安着頗る壯健に御座候間乍憚御安神被成下度候當地は暑氣を感じる程に無之實に好時季に御座候先は眞の着報迄如此得貴意度候早々

七月十六日

於倫敦

喬

各地通信

○前橋たより

株名 妙 養生

近來當監獄在監者は至極靜肅にして遞次減少の傾向に有之本日の現在受刑者男千四百四十九名女二十八名、刑事被告人男六十七名、勞役場留置男二

十五名女一名合計千二百七十名にして之を前年當日現在總員千四百六十二名に比すれば百九十二名の減少に候而して其減少の原因に就ては種々可有之候得共加期の量定に於て前年より著しく輕減せられたるもの、如く從て短期の受刑者の釋放多く一面又新入監者の減少したるに由るものと認められ候新入監者の減少に就ては大に講究すべき事項にして本年は前年に比し産業上多少活氣を呈するの傾向あると一面には本年九月本縣主催に係る一府十四縣聯合共進會の開催準備の爲め勞働者の生活上比較的餘裕を生じたるに原因する所あるへしと雖も主たる原因は昨年二月出獄人保護規程實施以來累犯者の入監著しく減少したる結果ならんと想像被致候今保護規程實施以來に係る各警察署の報告に依り其成績を調査するに本年一月より六月までの保護に入りたる人員は男六百十四人女三十九人にして現に保護中の者は男八百三十四人女四十七人に候尙該規程以來の狀況を委しく申上候得ば出獄人中保護を要する者として監獄より保護の通知を發したるもの千百九十六名(外に通知を發

せずして保護したる者二十一名あり) 其中にて過去一年六ヶ月間に於て再び入監するに至りたる者四十八名あり外に釋放後歸着せざる者百十一名歸着後行衛不明の者五十九名あるも犯罪行爲ありたるを以て保護を解きたる者九十名を始め保護中の者は前回の通八百八十一名其中にて改悛の狀顯著なるもの及改悛すべしとの見込ある者六百三十三名なり故に現在保護領内に在る者の七割一步強は佳良なる成績を挙げ得べしと存候而して斯の如き成績を挙げ得るに至りたるは所轄警察署長、市町村長若しくは小學校長に於て保護の任に當るは勿論各郡若しくは警察區域別に宗教家の組織に成れる各宗協會なるものに於て出獄人保護事業の苟且に付すへからざるを會得し出獄人に對し多大の同情を寄せ、保護し斡旋し出獄人に就業の便を與へ若しくは私費を投して監獄に本人を迎又は居所を與へ家庭の融和を圖る等彼等の感化誘導に務むる結果に可有之相認候今や此有益なる各宗協會は殆ど管内全般に普く設立せらるゝに立到り居候につき今後は

監獄と此地方保護機關と氣脈を通し相協力し一層保護の成績を擧げんことを期し居候尙保護の方面に於て充分に働きたく候に付他に相當なる手段方
法もあらば御垂示被下度候

○岐阜たより

たよ り生

別段申上候事は無之候へとも岐阜の松山監獄は去る頃縣下二三警察官署を巡視せられ候其巡視先にて調査せられたる土地の風俗習慣等を承り候につき拙き筆にて左に報道し縣下一般の事情御推察の資、致度候

最初に船津警察署管内の事情申上度候、同管内は殆も鑛山業の盛衰に因り人民の生活に榮枯あるもの申すも可ならん管下に數ヶ所の鑛山あり就中神岡鑛山の如きは工夫三千内外を役し其規模大にして年々二百萬圓の收得ありとの事に候鑛夫の如き日々多きは二圓老幼の者も三四十錢を得るこゝ難からず故に自然の勢として風俗華美淫逸に流れ船津の地は料理店軒を列へ藝妓酌婦の數亦百

各地通信

を以て算するに至れり斯る状態なるに拘らず一朝鑛業不振を來すに於ては生活上の大打撃を受け忽ち困窮を訴ふるに至る其結果として幾分犯罪を多からしむることならんかと存候

船津警察署古川分署管内は飛驒第一の原野平坦にして土地肥沃四面林業を以て本位とするも人智の開發と交通の便を得るに従ひ自然出稼を爲すことの多く殊に女子は製糸工女として長野縣等へ出稼するもの五六百人を下りず斯く出稼の多き爲めにもあらざるべきも人口は四十一年と比較せば四十二年は四百七十一人を減じ居候出稼工女は年末

し父兄と氣脈を通し或は訓誡を加へ或は適當の職業を與へ其他惡友との交際を避けしむる等各方面より視察監督を嚴密にするの傍ら彼等の衣食に窮せざるの方法を講じ殊に警察署に於ては「不良少年視察簿」なるものを設け受持巡查をして毎月二回以上視察せしめたる狀況を記入し其經過を監査し必要に應じ或は誡め或は賞し能く善導しつゝありとの事に候

に至れば優に四五十圓を所得し歸村するが故に其當座は粗食に甘じ居たる者まで酒色に耽り候は嘆すべき事に候又淫風盛にして野合的交際甚しきも郷黨は敢て異とせず一戸にして代々孫に至るまで私生兒を有するものあり歳末に至つて工女の歸村する者の中には懐胎者十數人を見ること珍しからず然るに一人として墮胎したる事實を聞かざるは宗教的觀念の旺盛なるに外ならずと存候。不良少年の監督方法としては町村長若しくは學校長と協力

高山警察署管内は戸數二十八増加せるに人口には七百三十九を減少したり之れ極めて奇異の觀有之候へども多分出稼人多き爲め人口減少し又出稼先より歸りたる者の一家を創立し別居する等の事情の爲め戸數増加するにあらずやと想像致候、高山の地は國中第一の都會にして春慶塗、一位細工は稍販路を開きつゝあるも未だ外に輸出する程度に至らず農林業を以て本位とす管内の地近年人智の發達するに従ひ他に出稼する者漸次増加するの傾向あり人情は至て淳朴にして宗教心に富み寺院の如き結構壯麗を極め候教育亦能く普及し校舎

の如きも完全致居候又淫風の盛なる地にして私生

の如きも完全致居候又淫風の盛なる地にして私生

兒を有する者少からず其状態恰も前述古川分署管内の如くにして而かも墮胎罪等の稀なることも亦同一様に有之候

犯罪の増減を見るに高山管内にては四十一年に比し四十二年は五十六件増加せるも之は國有林盜伐事件の被告檢舉せられたるに因るものにて元來彼地の如き寒村僻地にては盜伐杯の觀念はなく宿昔の習慣上共有山林の如く思惟し伐採したるものなれども近時森林經營の必要上檢舉せらるゝ事少からざるより始めて其非を覺るに至りたるやの觀有之候。古川分署にて取扱ひたる犯罪は四十一年に比し四十二年は二十八件を増加し就中四十一年には皆無なりし詐欺取財は四十二年に十件あり横領罪亦三件増加致居候之は想ふに製糸業の發展に伴ひ各地より工女募集の爲め入込み甚しく競争の結果として此等犯罪の手段を構するに至りたるものと存候。船津管内にては四十一年は七十九件、四十二年は百六件にして二十七件を増加せり其原因は種々あるべきも四十一年暮より世上一般不景氣にて金融不如意鑛夫の收得亦豊ならず加之四十二

年は洪水の爲め漂流せる物あり無智の輩之を横領したる等犯罪を醸す者多かりしならん唯賭博犯に於て七件の減少を見たるは新刑法發布以後法定刑重く且つ量定刑輕からざるより畏怖したるものならんと思量致候 擱筆頓首

○長野たより

戸 隠 生

拜啓嚴暑難凌候處益御清稔奉賀候片田舎の事とて御報可申上程の事は無之候得共先頃書籍購入取扱規程を定められ候其規定中に購求を許すべき書籍の標準を示され候之は或は御參考にも相成るべきかと御報致候尤此標準は受刑者に對し定めしものに候隨て刑事被告人には多少の斟酌あるは申すまでも無之候其標準は

- 一 一般に許すべきもの
- (1) 宗教に關するもの
- (2) 修身に關するもの
- (3) 教育に關するもの
- (イ)國語の類 (ロ)漢文の類 (ハ)作文書の類

類 (ニ)算術書の類 (ホ)地理、歴史、理科の類 (ヘ)法制及經濟の類

- (4) 營業に關するもの
- (イ)農業の類 (ロ)工業の類 (ハ)商業の類
- (5) 其他

(イ)字書の類 (ロ)受刑者の閱讀に適する月刊雜誌

二 特に必要と認めたる者に限り監獄官會議の決議を経て許すべきもの

- (1) 外國語に關するもの
 - (2) 哲學に關するもの
 - (3) 醫學に關するもの
 - (4) 論理學の類
 - (5) 外國航渡案内、滿韓事情の類
- 購入を許さざる書籍の標準
- (1) 新聞紙及時事の論説を記載するもの
 - (2) 冒險談に關するもの
 - (3) 投機、輸贏其他好奇心を助長するもの
 - (4) 單に娛樂に止まるもの
 - (5) 諧謔諷刺に涉るもの

(6) 小説講談の類

- (7) 劣情誘發の虞あるもの
- (8) 社會主義の傾あるもの

(9) 迷信的思想を惹起するの虞あるもの

以上列舉したる標準に依り取扱居候も書籍の選擇はなかな々々困難の事にて諸君にも日々御實驗の事と存候、就ては各地に於て定められたる標準を參酌するも亦一良策に可有之存候間御報道の程希上候早々

○千葉たより

傳 聞 生

拜啓益御安康奉賀候陳ば清水典獄は昨年末より今春にかけ茂原、一宮、大原、勝浦、鴨川、北條、曠、勝山、佐倉、銚子、旭町、福岡、東金、成東、千代田、八幡、湊、久留里、木更津等各地警察本分署を巡視被致候巡視の箇所は随分多きことに候へども猫額大の管内の事とて左程土地風俗に差異無之殆んど同一と申しても宜しく候唯交通の便否若くは業務の關係上人氣に影響する事も有之候左

に其耳に入りたる小異の點だけにもと御報致候
四方の諸君も御巡視地方の模様など御發表相成候
ては如何哉秘密漏洩でもなく官紀振肅論も起るま
じく存候

●茂原地方 土地の風俗として古來の習慣たる祭
禮又は各種の宴會を行ふ時は青年輩は賭博に耽り
此等の典禮宴會には賭博は附随物たるが如し延て
喧嘩、窃盜、文書偽造詐欺取財横領等の犯罪を構
成することも少からず

●大原、勝浦の地方 は漁期に入り収入多きとき
は一般に賭博を爲すの風あり又勝浦分署の管内に
ては年の豊凶は何等犯罪に影響なきも一朝漁業の
不振を來すときは犯罪に關係すること少からず好
漁の季節に在ては財産上の犯罪は殊に著しく減少
し單に沿岸町村に止まらず遠隔の地にも犯罪減少
の影響を及せり

●鴨川地方 農業と漁業の二部落に分れ民情朴直
信義を重ずるも動もすれば農業部落にては俗に
「ヒヤリ」と稱する講事多く其集會を催す毎に賭博
を爲すこと一の慣習たるやの感あり

成東地方亦前途犯罪の減少を來すへしと認めらる
●千代田地方 東金、成東地方と同じく報徳會の
鼓吹と賭博檢舉の勵行とは地方の風俗習慣を改良
し將來犯罪を減少すへし

●八幡地方 各町村に日遣休みと稱し休業する習
慣あり此休日には青年輩會合飲食を恣にし賭博を
爲すを以て之が取締に苦心せ、多年の習慣上此の
休日を廢止し得ざるは遺憾なり

●久留里地方 部内の農民の多くは炭焼を副業と
す而して他に出稼する者多き爲め人口減少の傾あ
り又從來炭焼の材料極めて廉にして利益多かりし
爲め自然飲酒賭博の弊風甚しかりしが此趨勢は近
時漸く其材料高價となり利益尠きに至りたるも依
然變はることなし

○永登浦たより

(哨舎の二十四時間)

永登浦監獄 大 賀 生

僕は永登浦監獄の監丁である拜命してから未だ
旬日を出でない何等の経験もなければ學識もない

●北條、木更津地方 概して交通不便にして人心
醇厚昔日の遺風を存し惡習等なし

●磯地方 沿岸漁業地にして毎年十月の交より翌
年二月までの間に漁業者は各地より入込み酒食を
恣にし爲めに料理店の繁昌を極むるも盜難は此期
間に増加する傾向あり之は多數漁業者の入込むに
乘り他方より不良の徒浸入する故ならん

●佐倉地方 舊法時代にては現行犯にあらざれば
賭博を罰せざりしを以て之を爲さざる者殆んど稀
なり隨て一般年少者に及ず弊風甚しかりしが非現
行犯を罰するに至り現に大に檢舉したるを以て
従前と反對の現象を呈し賭博の常習も省みる所あ
りて漸次正業に就けり

●福岡、旭町地方 賭博の弊風盛なりしが改正刑
法施行後大に之を檢舉せしを以て賭博常習者も正
業に就き一般惰弱の青年者に及ず影響少からず従
て將來大に習俗を改良するならん

●東金、成東地方 昨年一月頃より尙風會、報徳
講話會、在郷軍人會、青年會等類々開催せらるゝ
惡風改善の傾向を呈し犯罪亦減少の趨勢を伴へり

然に大膽にも服務に係る管見を述べるなと蓋し旨
蛇敷を恐れずとは此事である當監獄の全般に涉れ
る詳細なる事は將來に譲り其概略を述ぶると本監
は在韓邦人囚のみを收容する目的を以て設けられ
たるもので然も韓國唯一である目下在囚貳百の餘
に及んで居る職員總數四十餘名典獄は斯界に豊富
なる經驗と深奥なる學識を兼ねられたる三井久
陽氏で近く平壤監獄より來任せられたのである監
房は嶄新なる建築法によるもので三監に區分され
扇形をなして居る房の總數五十五を有し數百人を
收容し得ると云ふ工場は木工裁縫工疊工の三個を
有して居る外に一個の教誨室と一個の病監とがあ
る而して僕は監外巡警に服務して居る先づ午前七
時半自宅を出ると約廿分で役所に着く午前八時嚴
律なる點檢が済むと直ちに前夜の人と交代するさ
あ之れから本舞臺力士が土俵の上に登るのと同
じ事である此手此足國家が命する拘禁の作用に對
しては二尺四方の哨舎も吾に取ては金城鐵壁よし
千萬人來るとも豈一指だも染さす可けんやである
勤務は一時間半服務して卅分を交代にて休息する

巡警は交代後直ちに一回と四十五分毎に一回となつて居る夜間は一時間服務して一時間を交代する斯の如く厳正にして變化なき職柄随分疲勞を感じてくる時には唄の轉換法として駄句を唸つて見

る
哨舎の前に夏菊の今盛なる
咲く花の色に變りはなかりけり

囚はれ人の住める庭にも

其處此處に起る斧の響槌の音實に彼等が工場にて勉める勞働の神聖なる響に覺へず腦中に貴い感じが来る試に思へ法を犯し律に違ひ社會の秩序を攪亂する不逞の徒輩蛇蝎視せられた彼等であるそれが法の定むる所とは云へ一舉手一投足規矩に協ひ準繩に適し拮据勉勵汗流溢れて玉をなすとは

玉よりも貴き汗の出る身もて

己が務めに絞らざるとは

嗚呼斯る腕斯る身體を持ちながら何故に囚の身とはなるのだ真に慨嘆の極である

飛んで火に入る夏虫のそれよりも

なほあはれなる囚はれの人

在囚は身體腕力總て中壯なる者計りて老幼は實に少い此は所謂玄海の浪路を越へ來し殖民地的現象であらう午後六時還房して八時に就眠する今迄騒擾を極めた監の内外も晚鴉西に歸て夜の更ふるに從ひ萬籟寂として聲なく唯遠く夜汽申の吼ゆる音と近く潜蚊の聲を聞くばかりであるさあ之れから僕の任務は一層重大となるちら／＼と輝く瓦斯燈の間を提燈を右に拳銃を左にいさこを來れと身構して巡警するのである夜間四回目の交代頃から東天漸く紅に鷄鳴四方に起り炊場の煙突盛に黒煙を吐く其時の氣持のよい事嬉しい事世に鬼の頭を取つた如く云ふが真に斯る時の事であらう午前八時となる交代を了し點檢を終て正門を出ると朝風は徐々に吹いて心氣爽快に夜來の疲勞を散すべく家に急げば足は洗足よりも軽い嗚呼僕は斯くして小職に盡くして居る

質 疑

大阪監獄より其筋へ問合たるに回答せられたるのを便宜

に採録せり

(大阪監獄典獄會)

刑事被告人及受刑者にして刑事被告事件の證人若くは参考人として拘禁監獄所在地外の裁判所より呼出を受けたるときは囚人刑事被告人押送規則により警察傳遞を以て押送せしむべき答なるが被告事件審理の都合上裁判所より直送を要求したる場合及至急出廷を要し警察傳遞に付し押送する暇なき時直送する場合本人の身上に關する費用に付き左の廉疑を生ず

(一) 監獄より直送するときは本人の汽車汽船賃等は監獄より支

辨し置くを以て本人が裁判所へ請求し支給を受けたる旅費日當は受刑者にあつては其金額を弁償金として本人より徴收し歳入へ編入し刑事被告人にあつては押送途中中等の實費を引去り殘餘は本人に付與すべきものなるや又は受刑者と雖も押送途中中等の實費を徴收殘餘は本人に付與すべきものなりや

(二) 前項未段の通り押送途中中等の實費を徴收するものせば其實費算出方は本人の押送途中に要する汽車汽船等及其當日の食費及定役に就く者在ては當日の工賃額をも徴收すべきものなるや

(三) 出廷に付裁判所へ旅費日當を請求するは必ず本人が爲すべきものなるや又は押送吏員等をして本人に代り請求せしむるを得るや必ず本人をして爲さしむるものせば請求するとせざるは本人の意思に依るべきものなるや

(司法省會計課長回答)

一、刑事被告人受刑者共に未段實見の通

二、押送途中に於ける汽車汽船賃食料等の實費をのみ徴收可能
從て工賃額は徴收するを要せずと存す
三、旅費日當は本人差支あるときは監獄吏員之に代りて請求すべき儀と存す

叙 任 及 辭 令

(三池) 看守 陶山幸之助

任看守長給十級俸
和歌山監獄詰を命す
名古屋監獄岡崎分監長を命す(横濱)

横濱監獄詰を命す
任看守長給十級俸
靜岡監獄詰を命す

靜岡監獄沼津分監長を命す
任看守 給月俸二十三圓

依願免本官
依願免本官
監獄醫を命す四級俸下賜

任看守長月俸二十七圓
任看守長月俸二十七圓
鳥取監獄詰を命す

任看守長給月俸二十四圓
千葉監獄詰を命す

看守長 向島鐵之助
看守長 中谷 一夫
看守 波邊金太郎
看守長 佐藤省吾
看守長 深澤卯之吉
看守 壬生積治
看守 水上布雄
技手 高安博道
教諭師 根守秀夫

看守長 山仲恒太郎
看守 伊吹正介

本會記事

○贈金

會則第三條第九項第五號に該當したるに依り金員を贈呈したるもの

在職年數	贈金額	地方部	官職	氏名	在職年數	贈金額	地方部	官職	氏名
十二年餘	金參圓	神戶	看守	辻本新太郎	五年餘	金五圓	安濃津	看守	池田嘉兵衛
十四年餘	金參圓	浦和	看守	川上寛治	五年餘	金六圓	松江	看守	武元熊次郎
十六年餘	金參圓	福岡	看守	土生弘	二十六年餘	金六圓	松江	看守	友次郎
十九年餘	金四圓	水戸	看守	善作	二十三年餘	金五圓	東京	看守	清水一之
二十年餘	金四圓	高知	看守	福見良真	十五年餘	金參圓	東京	看守	齊藤末吉
三十一第餘	金七圓	勝所	看守	中島義直	會則第三條第九項第四號に該當するもの				
十二年餘	金參圓	安濃津	看守	北出甚三郎	在職年數	贈金額	地方部	官職	氏名
十四年餘	金參圓	安濃津	看守	加藤隆	二十年餘	金拾壹圓	地方部	官職	氏名
十六年餘	金參圓	大阪	看守	桑原常雄	二十一年餘	金拾壹圓	盛岡	看守	一條忠正
十四年餘	金參圓	大阪	看守	上田勝三	十七年餘	金拾圓	光州	看守	長中村久馨
十四年餘	金參圓	宮崎	取締	森田ユリ	○地方部長轉囑				
十三年餘	金參圓	長崎	看守	山口高五郎	韓國平壤より永登浦に轉じたる典獄三井久陽氏				
十五年餘	金參圓	市谷	看守	森岡助三郎	及永登浦より平壤に轉じたる餘江震治郎氏に對し				
十六年餘	金參圓	長野	看守	高橋武平	地方部長の囑托並解囑を爲せり				
十九年餘	金四圓	長野	看守	井上秀一	平壤地方部長の囑托を解き永登浦地方部長を囑托す				
十九年餘	金四圓	長野	看守	井上秀一	三井久陽氏				
					永登浦地方部の囑托を解き平壤地方部長を囑托				
					餘江震治郎氏				

獄務練習新書特價販賣廣告

法學士 佐々木秀司君 法學士 鳩山一郎君 安松虎雄君 合著

- 監獄法講義附監獄法令沿革
- 憲法講義
- 行政法講義
- 刑法講義
- 刑事訴訟法講義
- 民法講義
- 裁判所構成法講義
- 統計學講義
- 附錄英語自習法



●菊版總紙數凡九百頁●用紙上質印刷鮮明●クロース金字入美裝●定價一部金壹圓五拾錢

●内地小包料拾貳錢(東京市内ハ四錢)●臺灣樺太清韓地方は開封郵便トシテ金貳拾錢

●減價金壹圓貳拾錢●遞送料實費申受ク●本書申込者ニ對シ今回本院出版ニ係ル寸珍六法一部宛無代價送本スベシ

●送本ハ申即日遞送ス●一官署内二十部以上一纏メ送本ノ個所ハ二ヶ月賦五十部以上ハ三ヶ月賦

ノ御拂込ヲ諾ス○官署名ヲ以テ申込ノ外ハ前金ニ非サレハ一切送本セス○本書代金ハ着本即日下ノ如ク御仕拂ヲ乞フ(一)十九部迄ハ着本即日全額(二)二十部以上四十九部迄ハ着本即日一冊ニ付金六拾錢翌月末日同六拾錢(三)五十部以上ハ着本即日一冊ニ付金四拾錢翌月末日同金四拾錢其翌月末日同四拾錢ノ三回ニ御送金ヲ乞フ○右ノ外遞送料トシテ其實費御仕拂ヲ乞フ○送金ハ郵便爲換ヲ以四谷局又ハ東京書院振替貯金口座七九八三番ヘ拂込ヲ乞フ

本著南學士ハ一昨年七月名譽ヲ以テ東京法科大學ヲ卒業セラレ薪新ナル學說ト豊富ナル識見トヲ有セラル、ハ勿論又安松君ハ監獄法改正ノ當時司法省監獄局ニ在リテ其改正ニ關與セラレタルヲ以テ各々獨特ノ穎材ヲ發揮セラレタルモノナレハ其ノ内容ノ精美雄健ナルコト本院ノ斷シテ保證スル所ナリ而カモ賣價ノ至廉ナルハ恐ク他ニ比類ナカル可シ冀クハ看守教習所教科書及各位參考書トシテ續々愛讀ノ榮ヲ賜フコトヲ切望ニ堪ヘサル所也

東京市四谷區愛住町二番地
東京書院 磯村政富

本店 電話(長)番町二一番
 印刷部 電話番町七六八番
 (振替貯金口座 七九八三番)

上田定次郎君述藤井藤藏君編

修養斷片全

本書は修身道徳に關する論說にして、議論高尚に涉らす。而かも人生の諸方面に言及せられ殆ど餘蘊なし。冀くは愛顧の榮を賜はらんことを

修養斷片目次

- 發刊の趣旨
- 常識の養成
- 獨立の自營(奮闘的職業)
- 感恩感謝とも云ふ
- 懷舊
- 新年の辭
- 幸福
- 戊申の干支に就きて
- 餘裕
- 修養の栞
- 職分(義務觀念)
- 職業の探定に就きて
- 紀律の養成
- 手紙の認め方心得
- 談話に就きての心得
- 事は大事なり
- 虚偽虚飾の弊
- 自尊自重
- 再び節制に就きて
- 處世經濟法の五大要訣
- 禮に對する觀念に就いて
- 僥倖心を戒む
- 希望の人となれ
- 人事の運命
- 模倣すべき英人の特性
- 貯蓄の必要
- 衛生に關する心得
- 夏季の衛生法
- 銷夏法
- 氣候より受くる訓化
- 公其心に就いて
- 偶感隨筆
- 賭博の戒
- 酒害の歌
- 新年の計
- 新年の教訓
- 修身教訓
- 五十音訓
- 目次終

實金 拾五錢
 郵金 六錢
 菊版二百頁餘
 四號活字振假名附
 紙質製本堅牢

再版廣告

發行所

東京市四谷區愛住町二番地
 (振替貯金口座 七九八三番)
 本店電話(長)番町二一番

東京書院

印刷部(電話番町七六八番)

會費送附方

局振 名込	宛 名	番 地	肩 書
神田一ツ橋通郵便局	監獄協會理事 藤澤正啓	五丁目三十地	東京市麴町區飯田町

明治四十三年八月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市牛込區市ヶ谷谷町五十三番地 野胤 珍
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地 磯村 政富
 發行所 東京市麴町區飯田町五丁目三十番地 監獄協會
 印刷所 東京市四谷區荒木町二十七番地 東京書院印刷部
 賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地 東京書院

明治四十三年八月二十日發行